
岩泉町 高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）



令和3年3月
岩泉町

はじめに

介護保険制度は創設から 20 年が経過し、高齢者の生活を支えるために不可欠なものとして広く定着しているところです。

今後更なる少子高齢化の進展が予想される中で、本町は、既に高齢化率が 40%を超え、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には高齢化率が 47.1%に達し、団塊ジュニア世代が 65 歳以上に到達する令和 22（2040）年には 51.1%に達すると推計され、実に町民の方の 2 人に 1 人が高齢者となる超高齢化社会に突入すると予想されています。

本町においては、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加の一途を辿っており、介護保険制度の持続可能性を確保するために、令和 7 年及び令和 22 年を見据え、中長期的視点に立った様々な変化に対応した施策の構築・提供が急務とされているところです。

このような状況を踏まえ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化を防止し、高齢期になっても健康でいきいきとした人生を過ごせるよう、健康づくりと介護予防に関する取組を一体的に推進し、健康寿命の延伸につながる地域づくりを目指すため、令和 3 年度から令和 5 年度までを計画期間とする「岩泉町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定しました。

今回の計画においては、第 6 期計画及び第 7 期計画で取り組んだ「岩泉型地域包括ケアシステム」の構築への取組を引き継ぐこととし、地域全体で支え合い、町民一人ひとりが生きがいや幸福感を持ち、心豊かに暮らし続けられる地域づくりを目指し、「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を基本理念に掲げております。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防・健康づくりの推進、介護・福祉サービスの充実、安心して暮らせる環境の整備、介護保険事業の円滑な運営の取組を進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、更には、高齢者のみならず、町民一人ひとりがそれぞれの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を目指し、具体的施策を推進してまいります。

本計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました町民の皆様から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進のため、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 3 月

岩泉町長 中居 健一



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 高齢者の現状とこれから	4
1 人口推移・推計	4
2 要支援・要介護認定者の推移・推計	6
3 認知症高齢者の推移・推計	10
4 介護費用額・給付費の推移	12
5 アンケート調査結果の概要	14
第3章 計画の基本理念・基本目標	19
1 基本理念	19
2 基本目標	20
3 地域共生社会の実現を目指して	21
4 計画の体系	22
5 日常生活圏域	23
第4章 施策の推進	24
基本目標1 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）	24
基本目標2 介護・福祉サービスの充実	34
基本目標3 安心して暮らせる環境の整備	41
基本目標4 介護保険事業の円滑な運営	54
第5章 介護保険サービスの実績及び見込み	57
1 居宅（予防）サービス	57
2 地域密着型（介護予防）サービス	64
3 施設サービス	66
第6章 介護保険サービス事業費及び介護保険料	68
1 介護保険サービス給付費の実績及び見込み	68
2 介護保険料の算出	72
3 第8期の介護保険料	74
第7章 計画の推進体制と進捗評価	77
1 関係機関、地域との連携	77
2 計画の進行管理	77
3 保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用	78
資料編	79

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の人口は、総人口が減少に転じる中、高齢化は進展し、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7（2025）年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口は増加し続けることとなり、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症の人の増加が見込まれます。介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の不足が見込まれるため、その確保が重要となります。

国においては、地域社会全体のあり方として、高齢者介護、障害福祉、児童福祉及び生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指しています。

本町では、これまで団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、高齢化社会の状況が深刻化する中で、介護保険制度の持続可能性を確保していくために、介護サービスの提供と併せ、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

今後は、令和7年及び令和22年を見据え、中長期的な問題にも対応できるよう、保険者の機能強化や介護サービスの基盤整備、人材確保等にも積極的に取り組む必要があります。

こうしたことから、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、一層の高齢化が進む本町においては、団塊ジュニア世代が65歳に到達する令和22年を見据えた取組等をより推進するため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「岩泉町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、本町における高齢者の保健・福祉・介護施策の推進と介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的とした計画です。

[老人福祉計画]

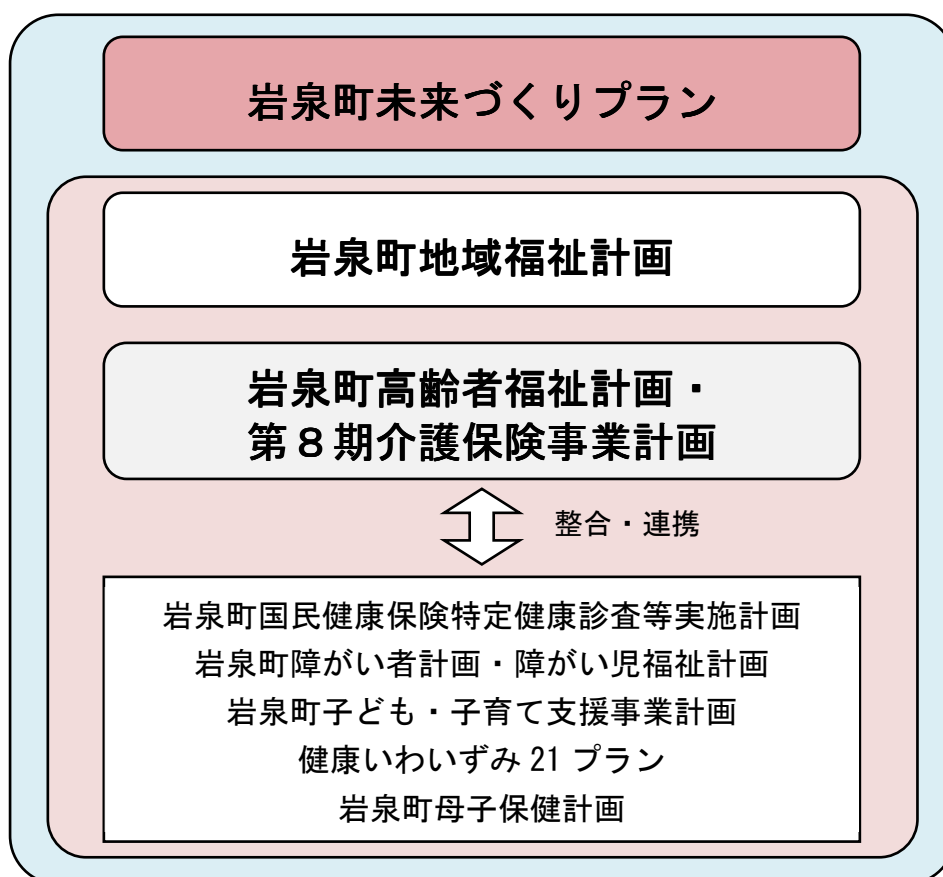
高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けられるよう、地域における高齢者を対象とする福祉サービスや高齢者に関する施策全般を策定するものです。

[介護保険事業計画]

介護保険サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込み、保険料の算定等に係る内容になっており、介護保険事業運営の基礎となる計画として策定するものです。

(2) 他計画との関係

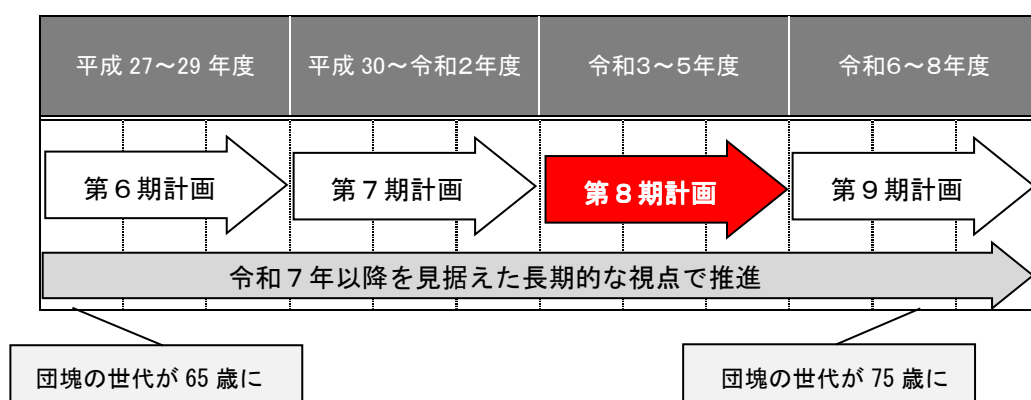
本計画は、本町の最上位計画である「岩泉町未来づくりプラン」の個別計画として位置付け、福祉系の最上位計画である「岩泉町地域福祉計画」や、町民の健康増進を推進する「健康いわいずみ 21 プラン」等、本町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。



3 計画期間

介護保険事業計画は3年を1期とした計画の策定が義務付けられており、第8期介護保険事業計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。介護保険事業計画と一体的な策定が求められる高齢者福祉計画も同様に3年間の計画期間としています。

第6期及び第7期の計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、「岩泉型地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組んできました。第8期計画では、令和7年以降を見据えた長期的な視野に立ったサービス基盤の整備や施策の展開を図ります。



4 計画の策定体制

(1) 岩泉町介護保険運営協議会の開催

高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力のもとに、地域の実情に応じた事業展開が求められています。このため、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体の代表、サービス提供事業者、被保険者の代表など幅広い分野の関係者で構成する「岩泉町介護保険運営協議会」で審議を行い、計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、生活環境や生活支援サービスの必要性の把握及び新たな施策検討の基礎資料とすることを目的として、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するための「在宅介護の実態に関する調査」を実施しました。

また、町内で介護サービス事業等を運営する法人（事業者）を対象に、介護サービス見込量の把握を目的とした「介護サービス施設整備等アンケート調査」と、人材確保の方策の基礎資料とするための「介護人材実態調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

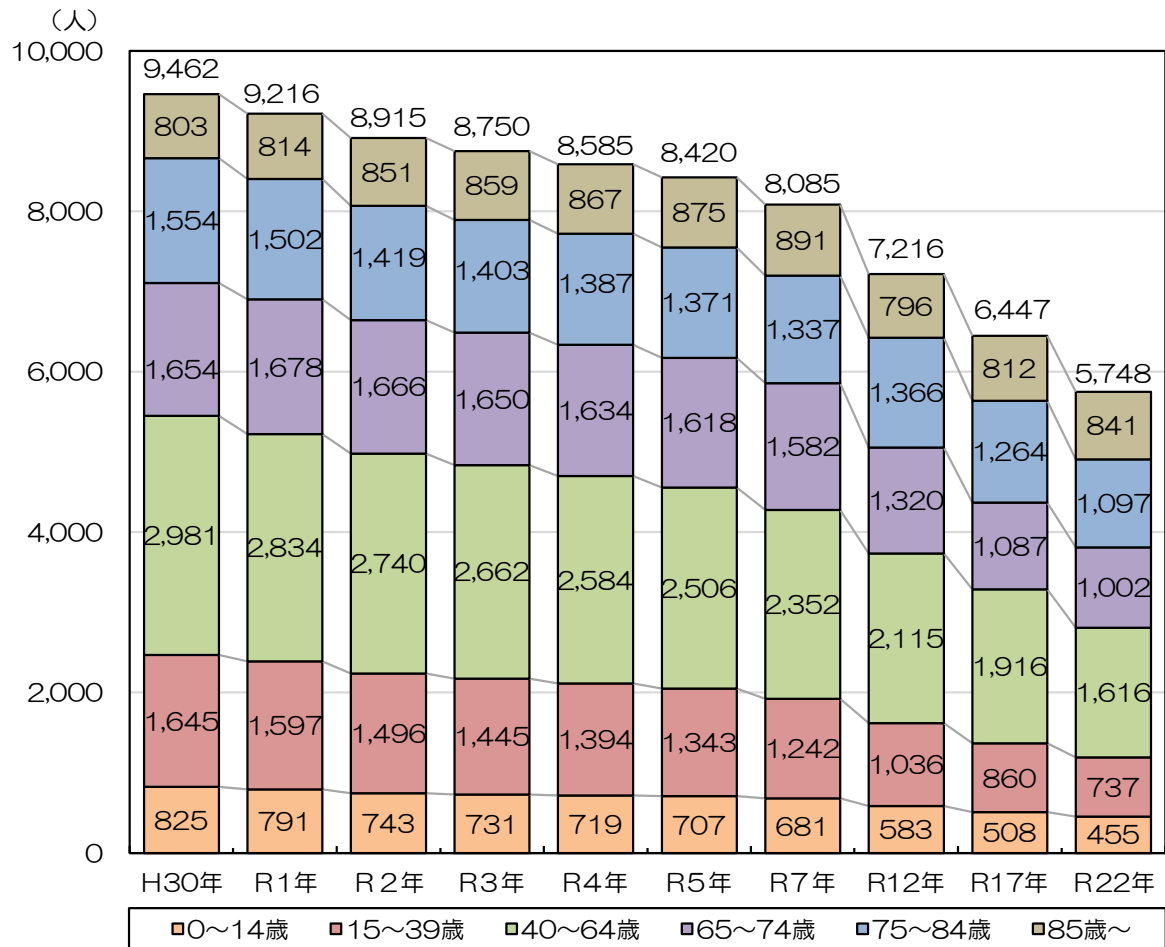
本計画に対する町民の意見を広く聴取するため、令和3年1月26日から2月8日まで町ホームページにおいて、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施しました。

第2章 高齢者の現状とこれから

1 人口推移・推計

(1) 総人口の推移・推計

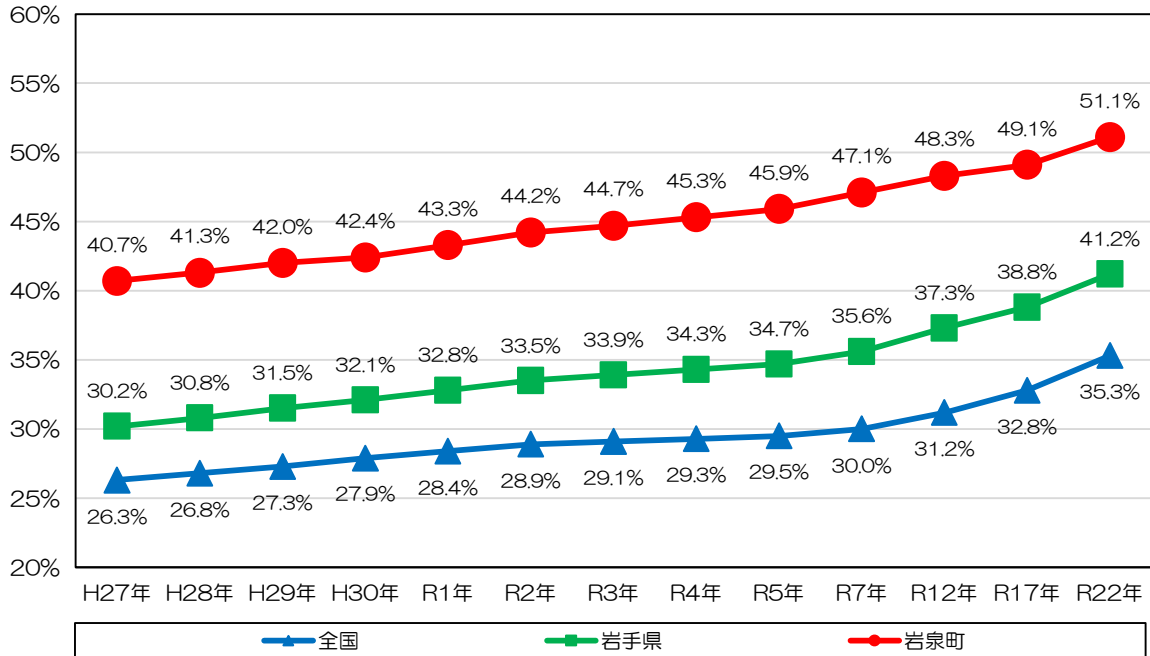
人口の推移を住民基本台帳及び推計人口で見ると、各年で減少しており、令和7年には8,085人、令和22年には5,748人になると推計されています。



出典：住民基本台帳（各年9月末時点）の実績（※令和3年以降は推計値）

(2) 高齢化率の推移・推計

令和2年9月30日時点で、高齢者（65歳以上）人口が3,936人、高齢化率44.2%となっています。令和7年には47.1%、令和22年には高齢化率が50%を超え、高齢化が進行することが予測されます。

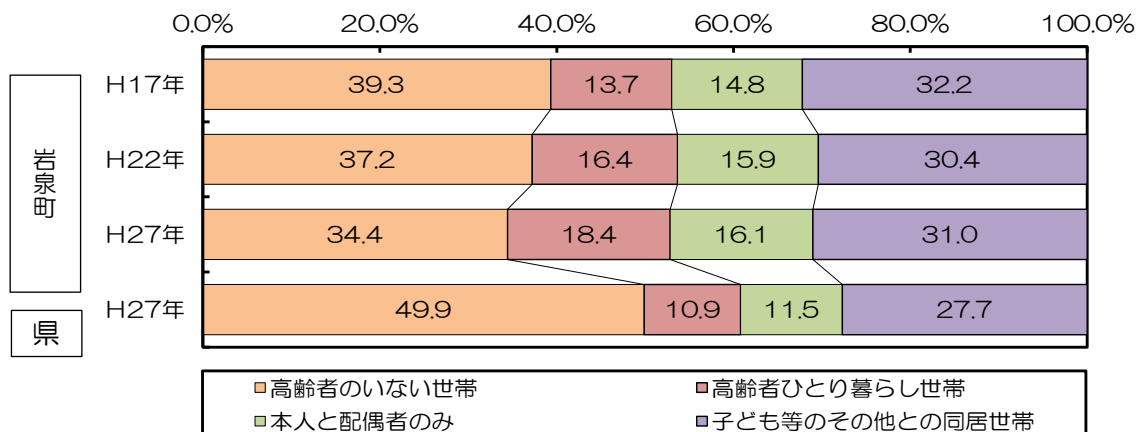


出典：住民基本台帳（各年9月末時点）の実績（※令和3年以降は推計値）

(3) 高齢者世帯の構成

国勢調査の結果から高齢者世帯の推移をみると、平成27年の高齢者のいない世帯は、一般世帯数の34.4%を占めています。

また、高齢者のいる世帯は、高齢者ひとり暮らし世帯と、本人と配偶者のみの世帯が増加しています。特に高齢者ひとり暮らしの世帯は増加が著しく、平成27年には18.4%となり、県全体の10.9%を大きく上回る状況となっています。

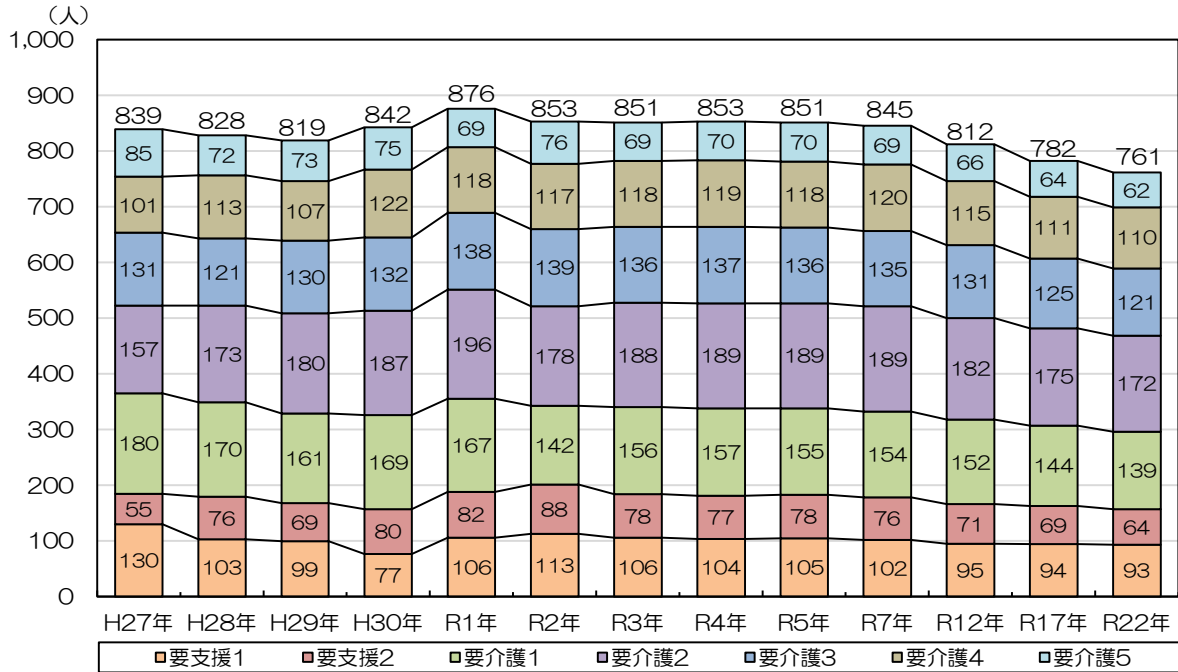


出典：国勢調査

2 要支援・要介護認定者の推移・推計

(1) 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移・推計

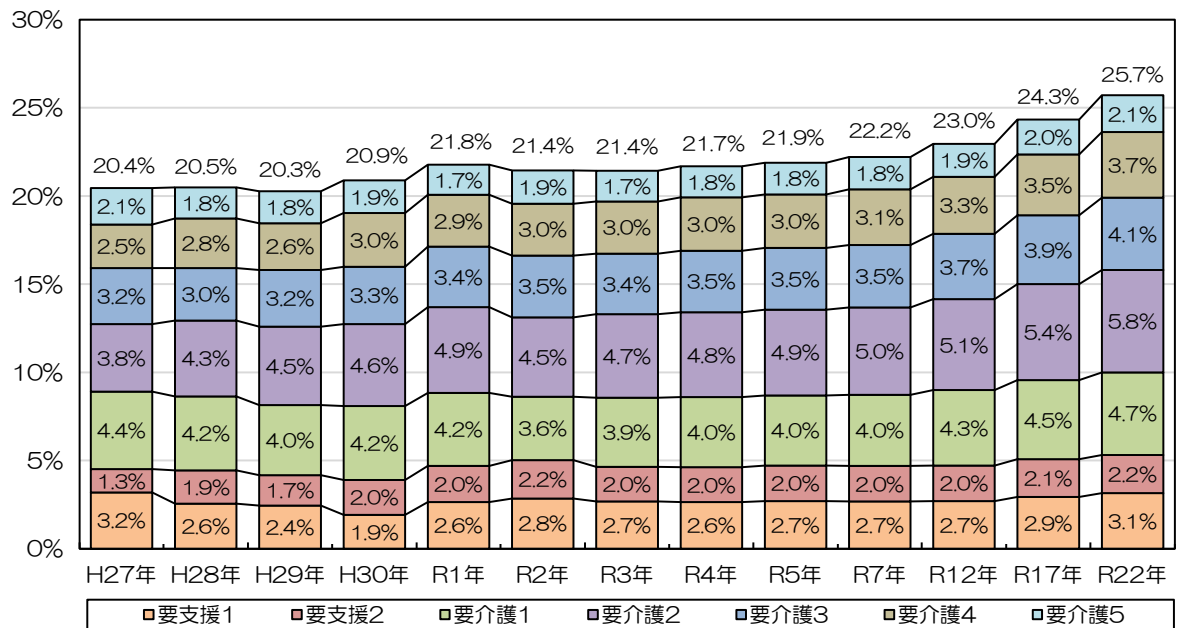
高齢者人口が減少する中で、認定者数は増加傾向で推移していますが、第8期期間中は横ばいで推移すると予測されます。



出典：介護保険事業（各年9月末時点）の実績（※令和3年以降は推計値）

(2) 第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推移・推計

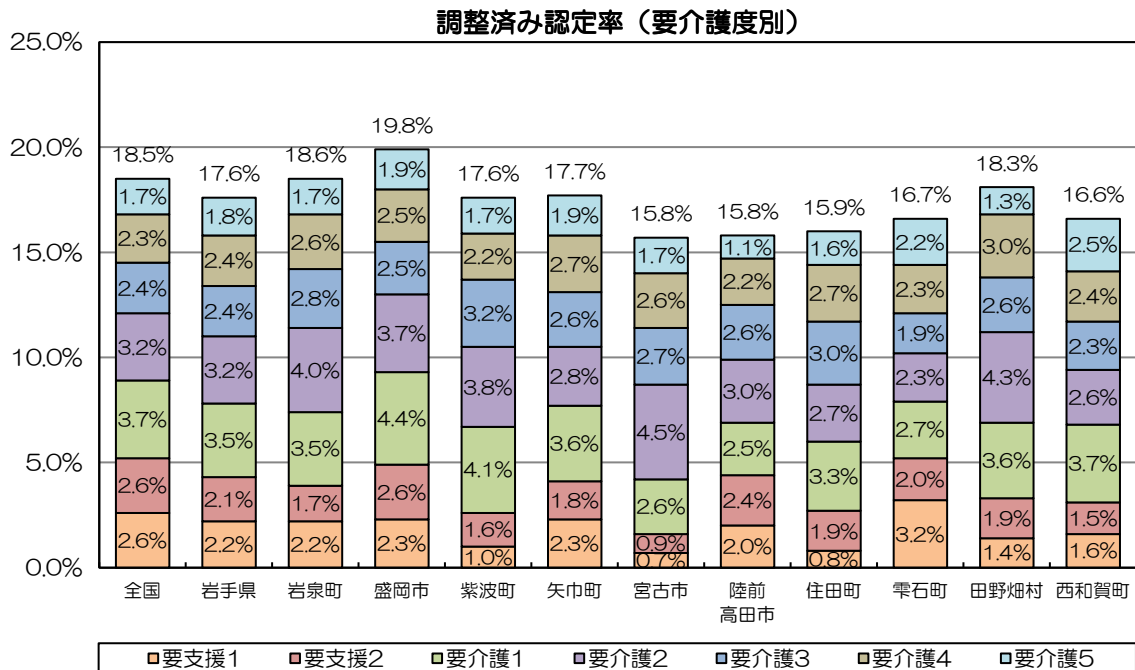
要支援・要介護認定率は増加傾向にあり、令和22年には、約4人に1人が要支援・要介護認定を受けると予測されます。



出典：介護保険事業（各年9月末時点）の実績（※令和3年以降は推計値）

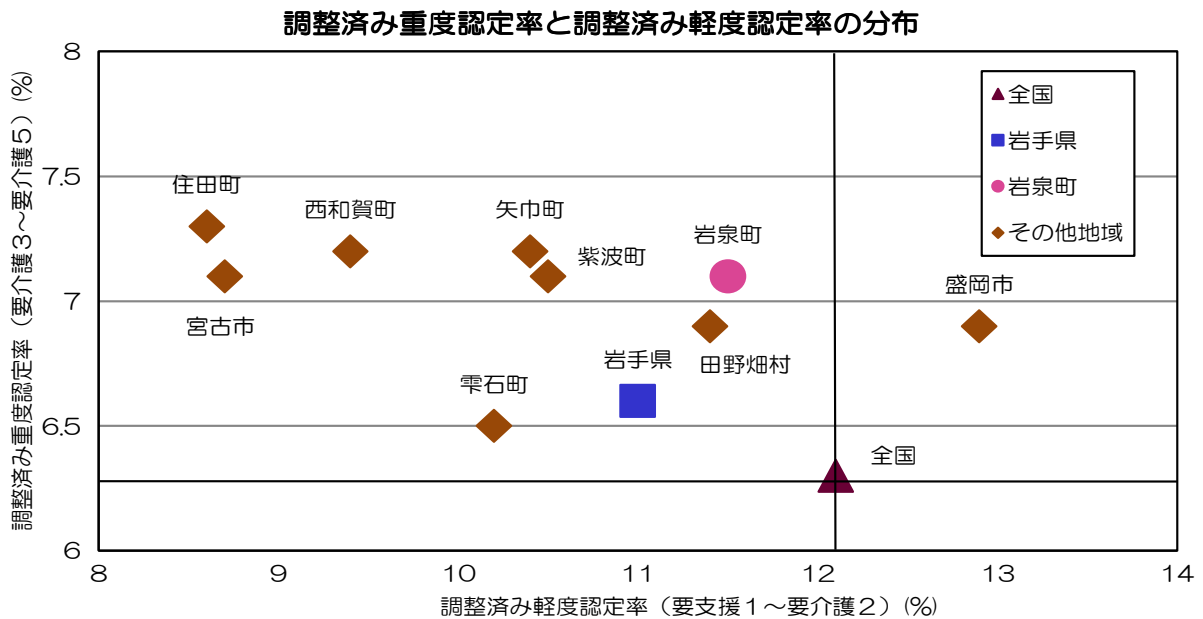
(3) 調整済み認定率比較（介護保険料基準額の高い上位 10 市町村）

本町の調整済み認定率（性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定したもの）は 18.6%で、全国及び岩手県より高く、盛岡市に次いで高い水準です。



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」（令和元年）

調整済み認定率の分布をみると、軽度認定率（要支援 1～要介護 2）は盛岡市に次いで高い水準ですが、重度認定率（要介護 3～5）は住田町、矢巾町及び西和賀町に次いで高い水準です。

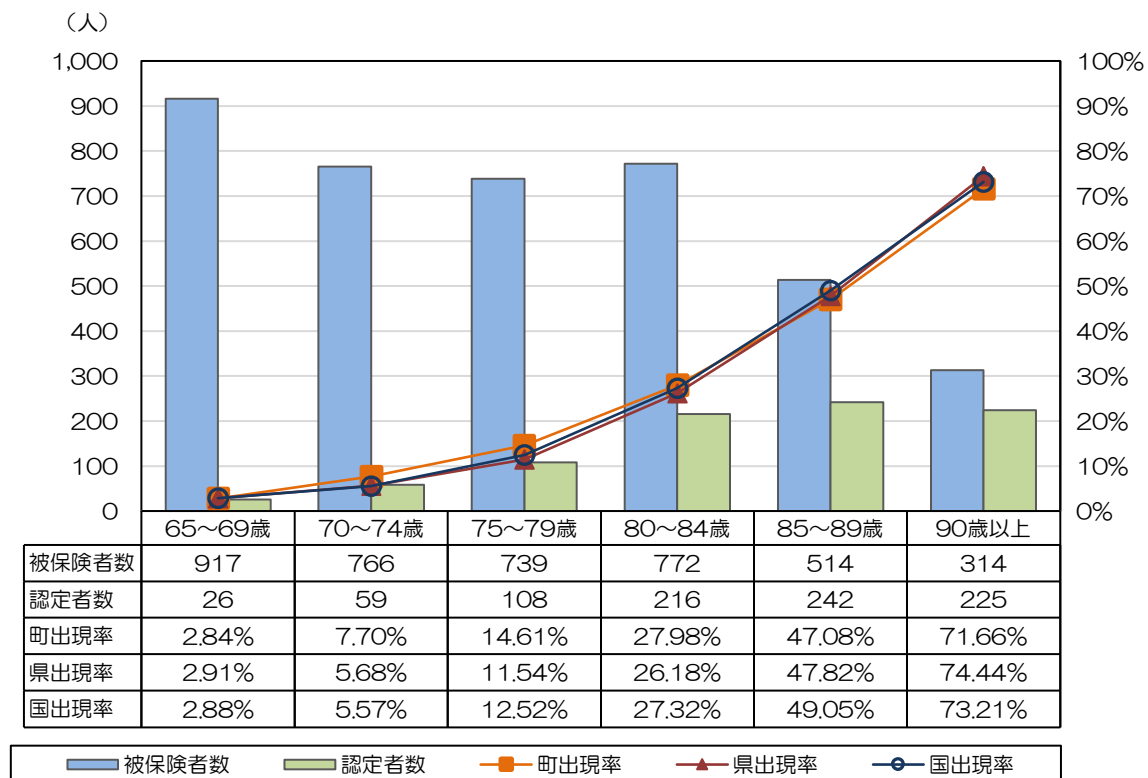


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」（令和元年）

(4) 第1号被保険者の年齢階層人数・認定者数・出現率

80歳を超えると、要介護認定を受けている人の割合が高くなります。

全国、岩手県の出現率と比較すると、70歳から79歳の間は出現率が高くなっており、85歳を超えると全国、岩手県の出現率を下回ります。



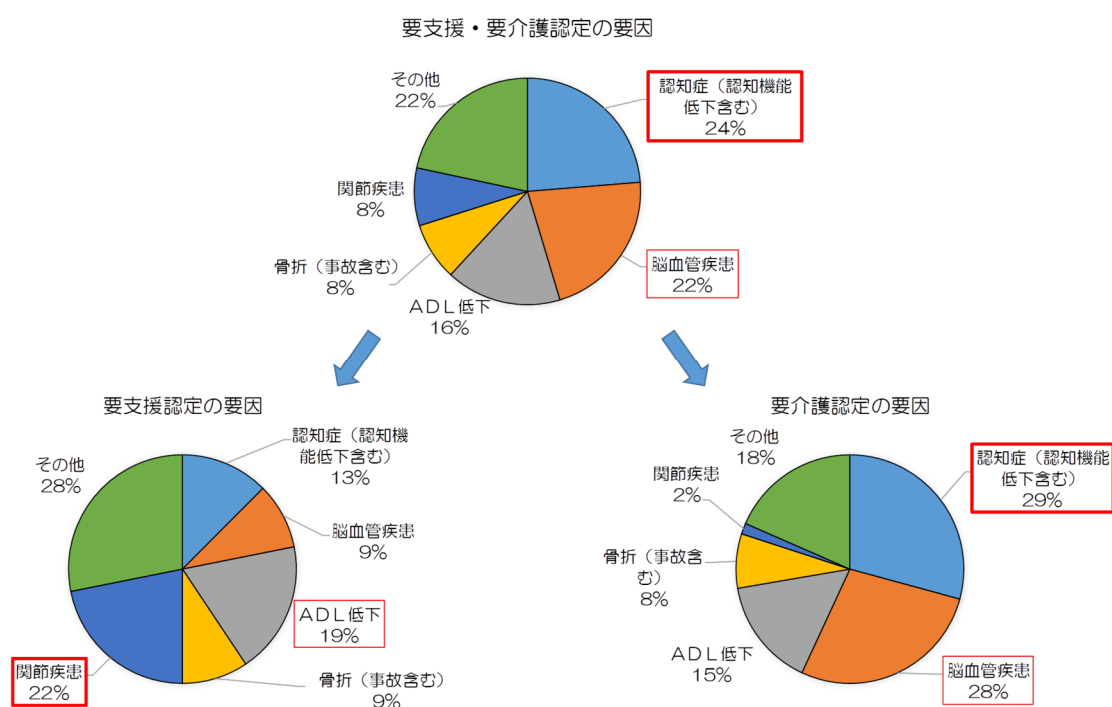
出典：介護保険事業状況報告（令和元年9月末）

(5) 65歳から79歳までの要介護・要支援認定の要因

要支援・要介護認定の主な要因は、認知症（認知機能低下を含む。以下「認知症等」という。）、脳血管疾患、ADL低下の順となっています。

要支援認定の要因は、関節疾患、ADL低下、認知症等の順となっており、要介護認定の要因は、認知症等、脳血管疾患、ADL低下の順となっています。

【参考】平成30年4月から令和2年9月末までの新規申請者における認定要因



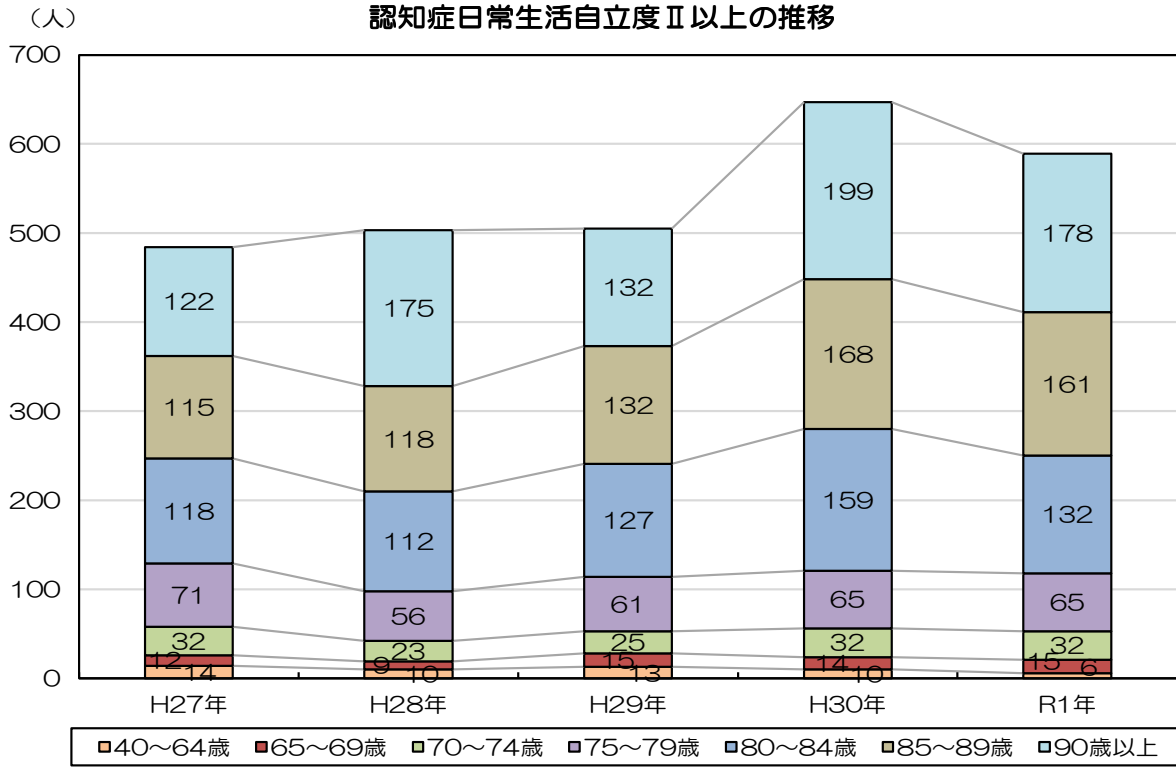
ADL (日常生活動作) : どれだけ他者の力を借りずに独立して生活できるかを示す尺度

- ◇ 身の周りの動作
決まった時間の起床・就寝、着替え、整髪、洗顔、食事、排泄、入浴など
- ◇ 移動動作
屋内や外出時の移動 (歩行) など
- ◇ そのほか生活関連動作
家事動作 (料理、洗濯、掃除など)、交通機関の利用など

3 認知症高齢者の推移・推計

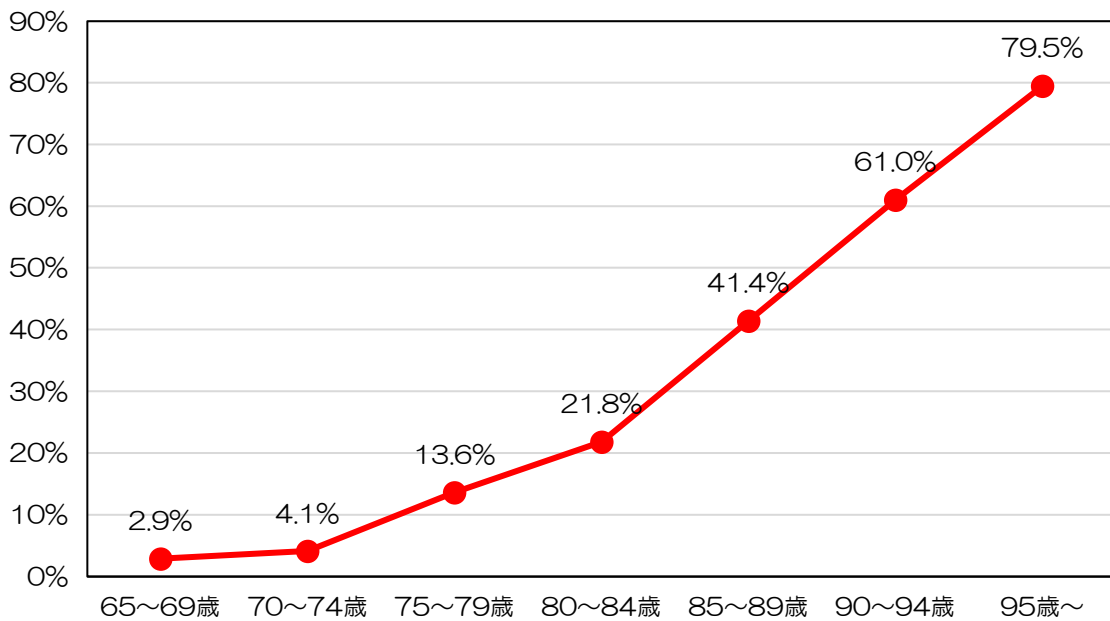
(1) 認知症高齢者の推移

要介護認定を受けている人のうち、80歳を超えると認知症状により、日常生活に何らかの支障をきたすおそれが高くなっていきます。



出典：町民課 「主治医意見書」による認知症日常生活自立度

【参考】全国年齢階層別の認知症有病率

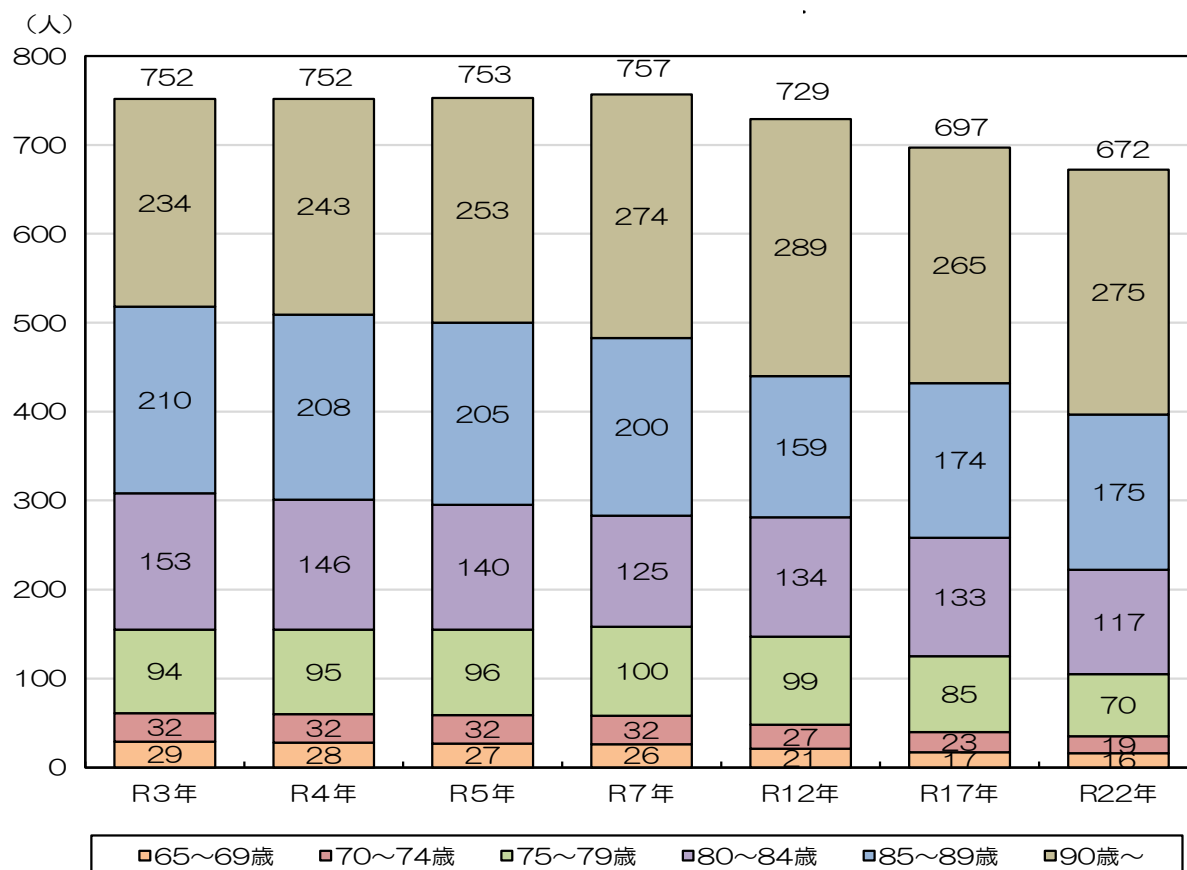


出典：内閣府 第2回認知症施策推進のための有識者会議（H31.3.29開催）資料から抜粋

(2) 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数は、増加傾向で推移し、令和7年をピークに減少に転じると予測されますが、90歳以上においては、令和12年まで増加し続けると予測されます。

認知症の発症を遅らせる取り組みとともに、認知症になっても暮らしやすい地域づくりが求められます。

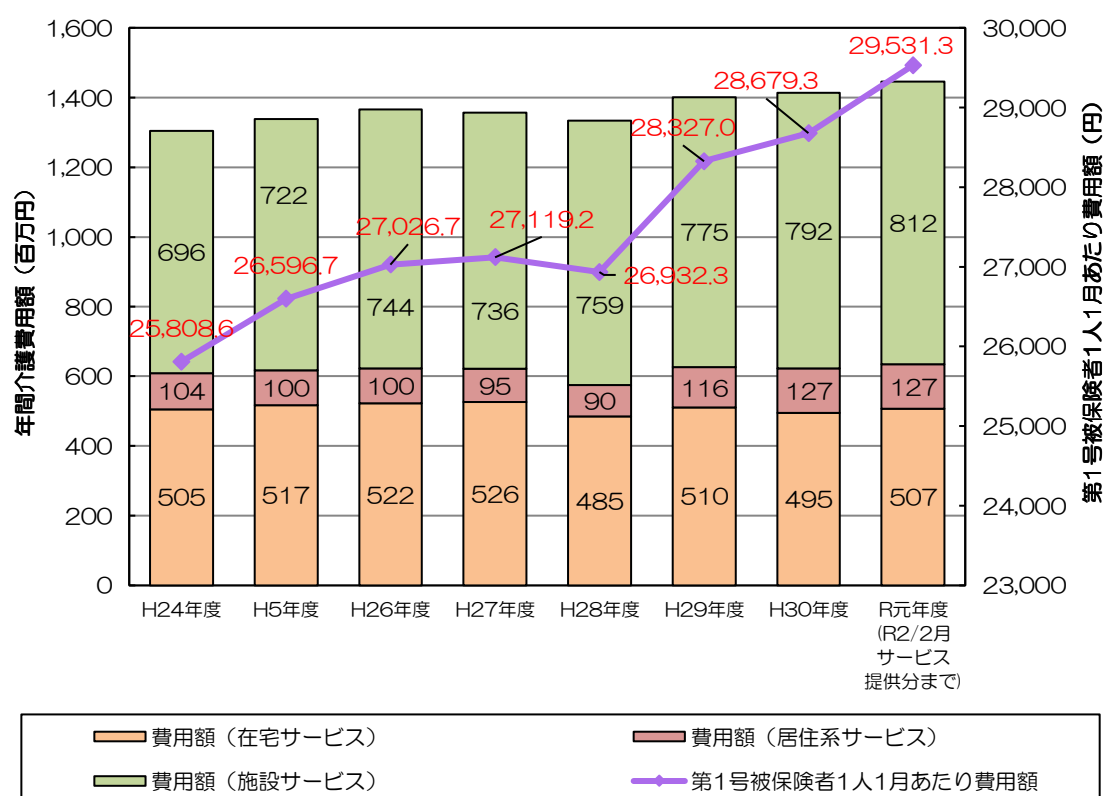


出典：町民課による独自推計

4 介護費用額・給付費の推移

(1) 介護費用額の推移

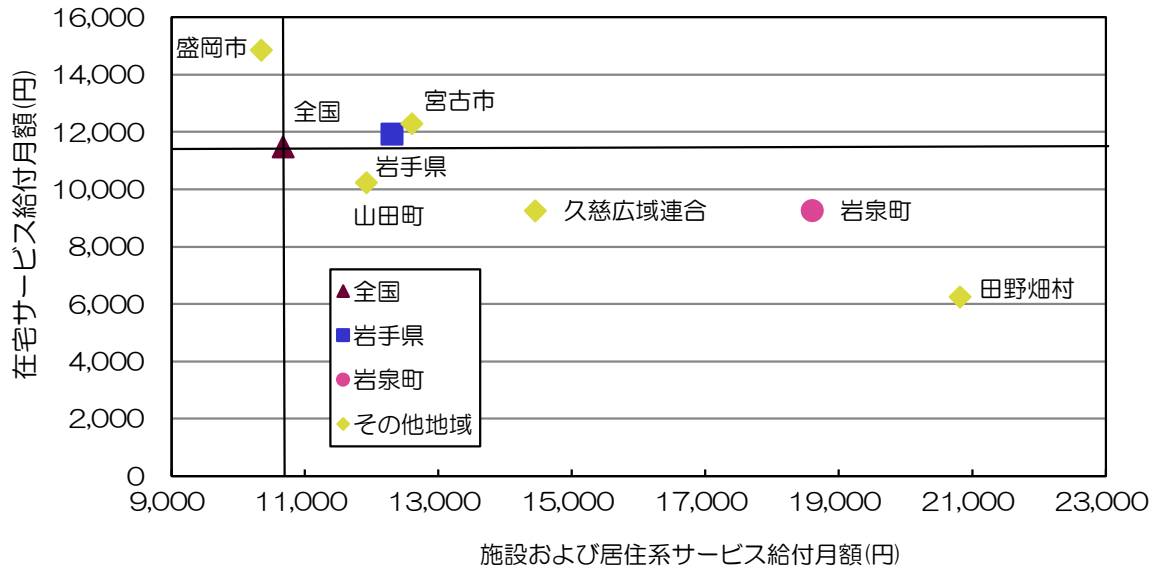
介護費用額の総額は、増加傾向にあります。在宅サービスがほぼ横ばいで推移している中で、居住系サービスは、平成29年度から認知症共同生活介護事業所が開所したことに伴い増加しています。また、施設系サービス介護費用額が総額の約2分の1を占めています。



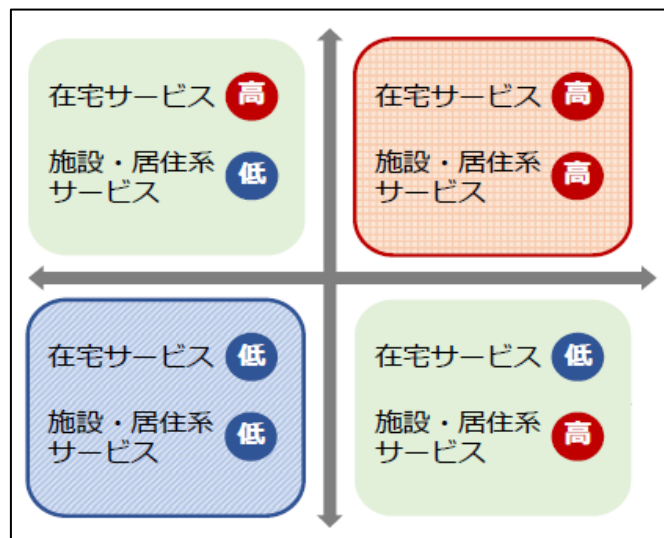
出典：【費用額】平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、令和2年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計（※補足給付は費用額に含まれていない）
 【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告（月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

(2) 第1号被保険者1人あたりの給付月額

全国、岩手県、宮古管内及び隣接市町村と「第1号被保険者1人あたりの給付月額」を比較すると、本町は、「在宅サービスが低く、施設・居住系サービスが高い」エリアに位置しています。



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和2年）



5 アンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

本調査は、「高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」策定のための基礎資料とすることを目的としています。

調査票の作成にあたっては、国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を加味し、調査を実施しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査期間	令和2年7月20日～8月3日
調査対象	・町内に居住する65歳以上の高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けていない高齢者から無作為抽出した1,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収状況	613人（回収率61.3%）

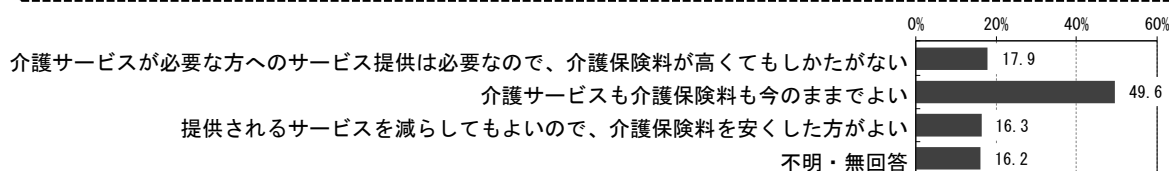
② 在宅介護に関する実態調査

調査期間	令和2年7月20日～8月3日
調査対象	・町内に居住する65歳以上の高齢者のうち、要介護1以上の認定を受け、居宅サービスを利用している高齢者から無作為抽出した200人
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収状況	97人（回収率48.5%）

(2) 主な調査結果

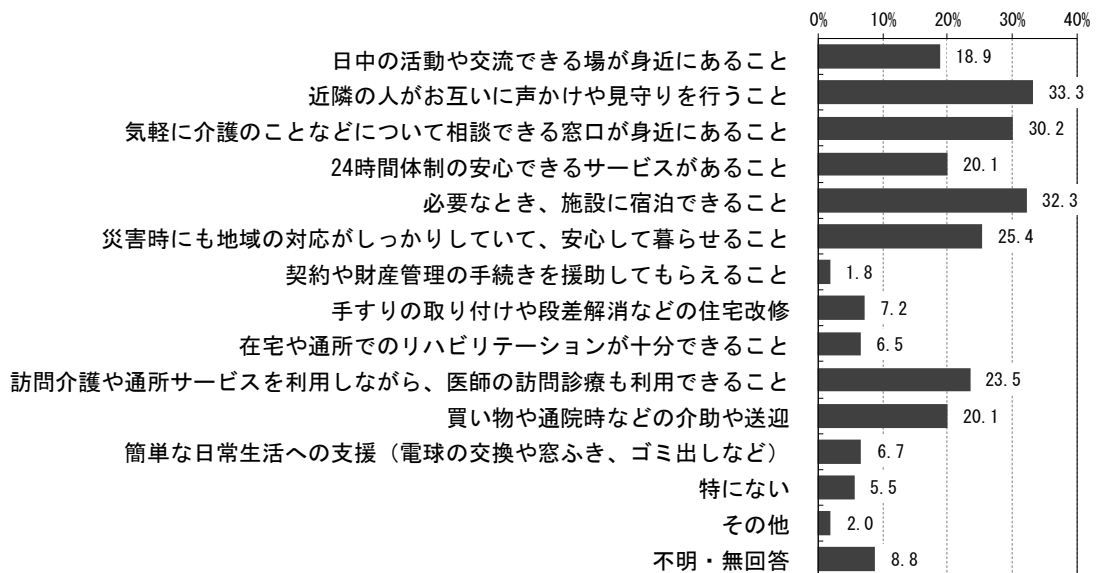
① 介護サービスと介護保険料のあり方

「介護サービスも介護保険料も今のままでよい」が49.6%で最も多く、「介護サービスが必要な方へのサービス提供は必要なので、介護保険料が高くてもしかたがない」(17.9%)と「提供されるサービスを減らしてもよいので、介護保険料を安くした方がよい」(16.3%)となっています。



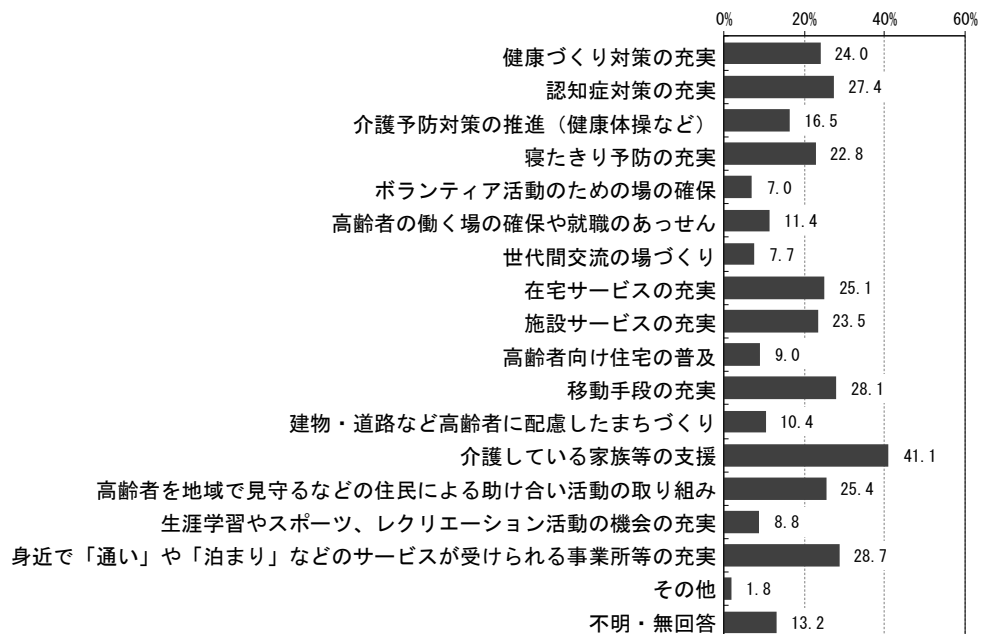
② 在宅生活を継続するために必要な支援

「近隣の人がお互いに声かけや見守りを行うこと」が 33.3%で最も多く、「必要なとき、施設に宿泊できること」(32.3%)と「気軽に介護のことなどについて相談できる窓口が身近にあること」(30.2%)となっています。



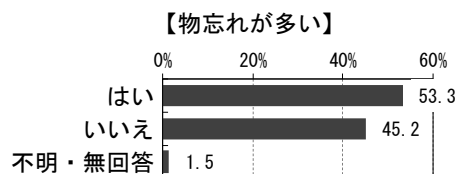
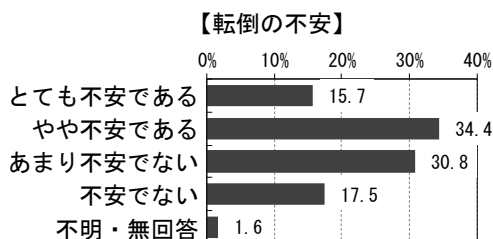
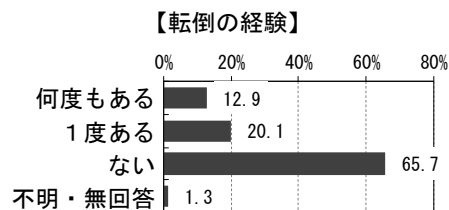
③ 高齢者福祉について拡充を望む施策

「介護している家族等の支援」が 41.1%で最も多く、「身近で「通い」や「泊まり」などのサービスが受けられる事業所等の充実」(28.7%)と「移手段の充実」(28.1%)となっています。



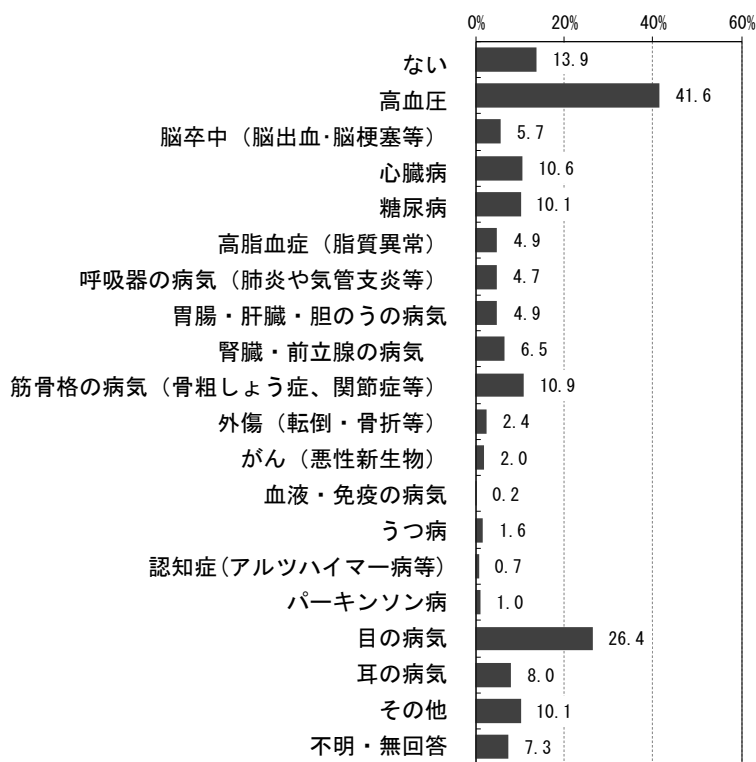
④ 身体的状況について

○過去1年間に転倒をしたことがある人は33.0%
 ○転倒の不安を感じている人は50.1%
 ○物忘れが多いと感じている人は53.3%



⑤ 治療中、後遺症のある病気

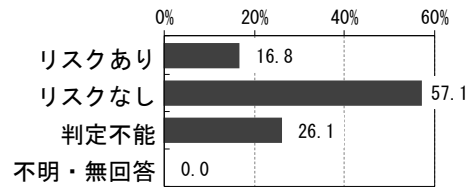
「高血圧」が41.6%で最も多く、「目の病気」(26.4%)と「ない」(13.9%)となっています。



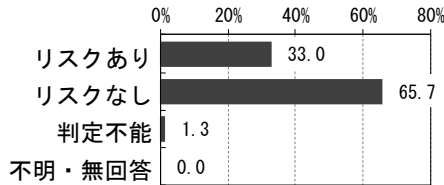
⑥ 介護が必要になるリスクについて

「運動器の機能低下」のリスクがある人が16.8%
 「転倒」のリスクがある人が33.0%
 「閉じこもり」のリスクがある人が40.3%

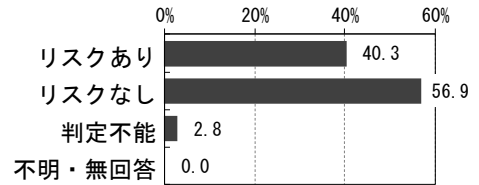
【運動器の機能低下】



【転倒】



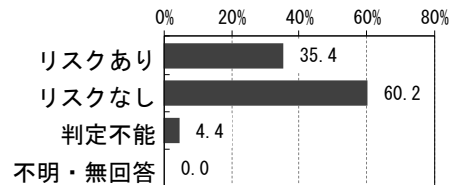
【閉じこもり】



⑦ 認知機能低下リスクについて

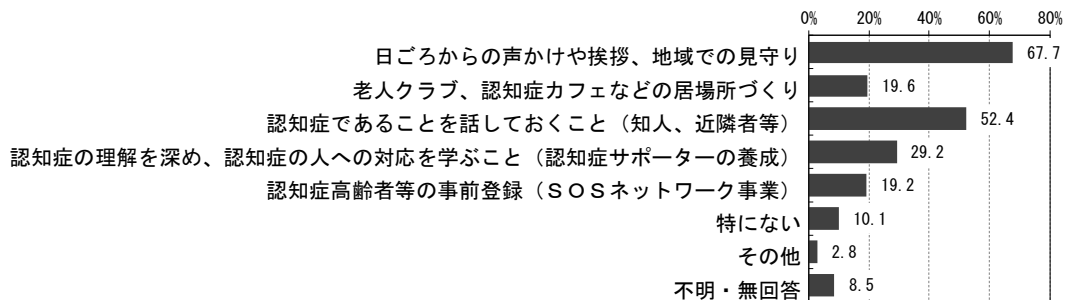
「認知機能低下」のリスクがある人は53.3%

【認知機能低下】



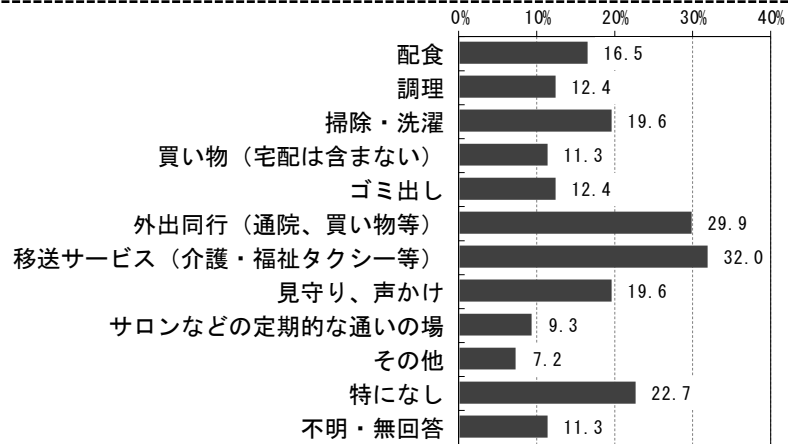
⑧ 認知症でも住み慣れた地域で安心して生活をするために大切なこと

「日ごろからの声かけや挨拶、地域での見守り」が67.7%で最も多く、「認知症であることを話しておくこと（知人、近隣者等）」(52.4%)と「認知症の理解を深め、認知症の人への対応を学ぶこと（認知症サポーターの養成）」(29.2%)となっています。



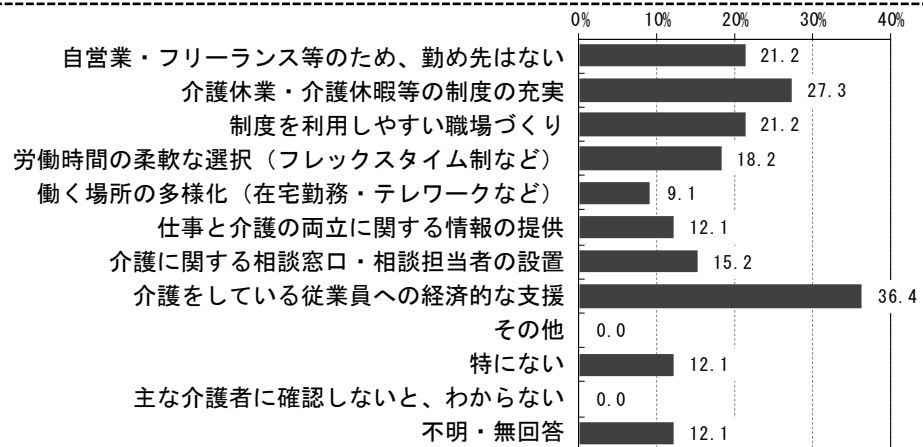
⑨ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス（介護者）

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が 32.0%で最も多く、「外出同行（通院、買い物等）」(29.9%)と「特になし」(22.7%)となっています。



⑩ 仕事と介護の両立のために必要な勤務先からの支援（介護者）

「介護をしている従業員への経済的な支援」が 36.4%で最も多く、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」(27.3%)となっています。



第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせる地域づくり

本町では、「高齢者がその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能な地域包括ケアシステムによる地域づくり」を基本理念に、地域全体で支え合い、生きがいや幸福感を持ち、それぞれが尊厳を保ちながら、心豊かに暮らし続けられる地域社会を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

本計画は、高齢者の尊厳ある生涯を考えるうえで、「心と身体がいきいきとしていること」、「住み慣れた地域で暮らしていること」、「安心して暮らしていること」が達成される「地域づくり」が大切であると捉え、基本理念を「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」とします。この基本理念の達成に向け、本計画における各種施策を推進していくことで、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に当たっては、「自助・互(近)助・共助・公助」、「対話と協働」の視点を組み合わせるとともに、「地域共生社会の実現」を見据えた取組を推進していきます。

本町における高齢者や介護保険制度を取り巻く状況は、高齢化率が上昇し続け、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加の一途を辿っており、こうした状況の中でいかに介護保険制度の持続可能性を確保できるかが喫緊の課題となっています。

このようなことから、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、健康寿命の延伸と持続可能な介護保険制度に向けて、4つの基本目標を定め、計画を推進していきます。



2 基本目標

基本理念を実現するために以下の4つの基本目標を掲げ、高齢者施策を推進します。

基本目標1 介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)

高齢者が生きがいのある充実した生活を送るためには、健康寿命の延伸に向けた取組が重要となります。高齢期になっても健康でいきいきとした人生を過ごせるよう、健康づくりと介護予防に関する取組を一体的に推進するとともに、高齢者が社会の担い手として活躍できるよう、就労の場や地域活動の機会を支援します。

基本目標2 介護・福祉サービスの充実

高齢者やその家族等が持つ複雑化・多様化するニーズに対応する包括的な支援体制を構築・強化するため、さまざまな組織との連携を図りながら、必要なサービス等の調整を行います。また、これらの課題に対応する専門職やボランティア人材の育成と活用、質の向上を図るため、各種機会を通じて周知・啓発や研修機会の提供に努めます。

基本目標3 安心して暮らせる環境の整備

いつまでも住み慣れた自宅で安心して生活が続けられるように、高齢者福祉サービスについて、必要とされる人に適切に提供するため、周知等の情報発信の方法を工夫するとともに、高齢者の生活を支える担い手の確保に努めることで、安心して暮らせる生活環境の整備を進めます。

また、在宅医療と介護の連携や高齢者の権利を守る取組、認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく生活するための認知症施策など、高齢者の状態に応じた支援をきめ細かく推進します。

基本目標4 介護保険事業の円滑な運営

介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化等、介護に対するニーズが増大する一方、核家族化の進行や介護する家族の高齢化、働き方の変化等、介護を支えてきた家族をめぐる状況が変わってきたことを背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設されたものが介護保険制度です。

介護が必要な状態になった際に必要なサービスが受けられるよう、介護保険制度や介護保険サービスに関する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に関する取組や介護保険制度の適正な運営に努めます。

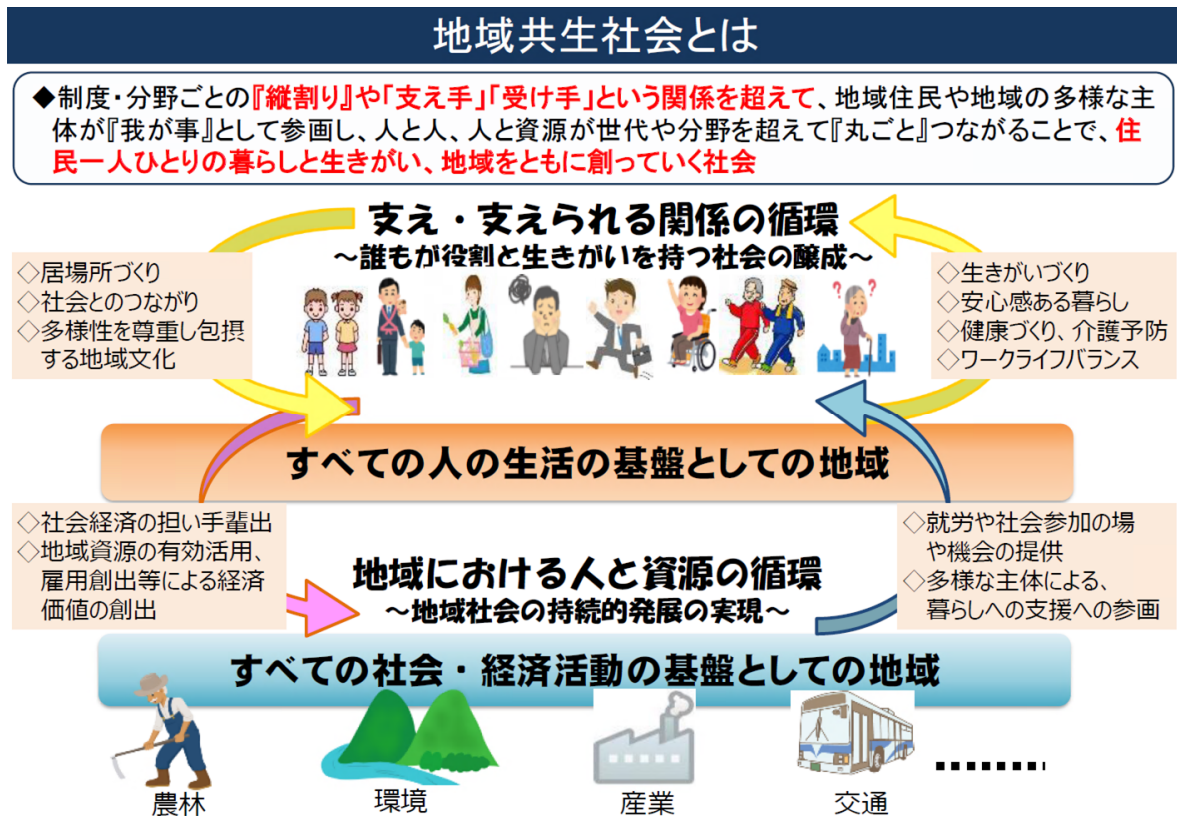
3 地域共生社会の実現を目指して

今後、高齢化が一層進む社会の中で、地域で高齢者の生活を支える「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきましたが、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」においては、令和22年を見据えた地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法などに基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

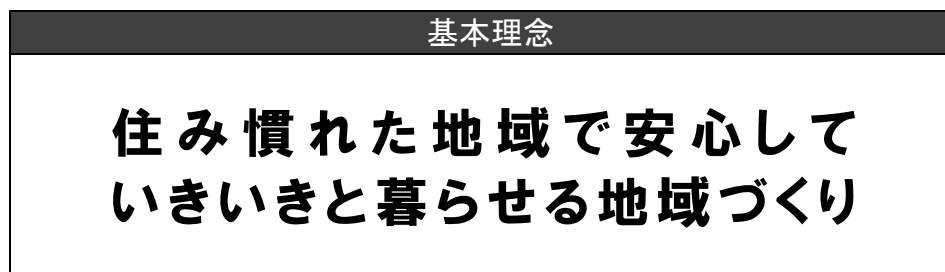
今後は、包括的な支援体制の構築などの社会福祉基盤の整備と併せて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくりなどに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指します。

さらに、「重層的支援体制整備事業」の取組として、属性にかかわらず一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせるまちづくりを推進します。



4 計画の体系

本計画の体系を図に表わすと、以下のとおりになります。



基本目標	基本施策
1. 介護予防・健康づくりの推進 (健康寿命の延伸)	<ul style="list-style-type: none">○介護予防・日常生活支援総合事業との連携 (健康づくりと介護予防の一体的推進)○社会参加の促進○生きがいづくりの推進
2. 介護・福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">○地域包括支援センターの体制強化○在宅支援事業の推進○生活支援サービスの推進○低所得者への負担軽減の充実○介護人材の確保・定着と業務効率化への支援
3. 安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none">○安心な生活環境の充実と確保○地域支え合い活動の推進○高齢者の権利擁護に係る施策の推進○成年後見制度の研究・促進○在宅医療・介護連携の推進○認知症施策の推進
4. 介護保険事業の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none">○介護保険制度の周知・健全な運営○災害や感染症対策に係る体制整備

5 日常生活圏域

介護保険事業計画では、各市町村で地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされています。

本町では、第7期計画に引き続き、人口規模、施設の整備状況等から、全町を一つの日常生活圏域として設定します。



地区	人口	高齢者数	高齢化率
岩泉	4,145 人	1,688 人	40.72%
大川	628 人	333 人	53.03%
小川	1,907 人	938 人	49.19%
小本	1,550 人	584 人	37.68%
安家	499 人	301 人	60.32%
有芸	186 人	92 人	49.46%

出典：住民基本台帳人口（令和2年9月末時点）の実績

第4章 施策の推進

基本目標1 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

（1）介護予防・日常生活支援総合事業との連携

（保健事業と介護予防の一体的な実施）

① 介護予防・生活支援サービス事業

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。要支援1・2の人及び25項目のチェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）によって生活機能の低下が認められた人については、介護予防・生活支援サービス対象者として、サービス利用が可能となっています。

ア 訪問型サービス

（i）介護予防訪問介護相当サービス

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要支援認定者等の自宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護（身体介護）や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の世話（生活援助）を行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
延べ利用人数	人/年	420	384	420	372	420	370

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	人/年	360	360	360

イ 通所型サービス

（i）介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンター等に通い、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
延べ利用人数	人/年	960	972	960	1,020	960	1,030

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	人/年	1,044	1,044	1,044

(ii) 通所型短期集中予防サービス

【現状と課題】

要支援認定者や介護保険サービスを利用していない人を対象に事業を実施しています。事業による専門職種の間わりにより、身体機能の維持向上に加えて、教室終了後には、地域の介護予防教室や自主活動団体への参加につながり、社会参加のきっかけとなっています。一方、希望する参加者数が少ないことが課題となっています。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用実人数	人/年	5	10	5	14	5	7

【今後の方針】

地域包括支援センターが中心となって、運動機能向上に認知症予防（発症を遅らせるという意味での予防。以下同じ。）等を組み合わせた短期集中予防サービスに取り組みます。また、事業の正しい理解が得られるように普及啓発に努め、利用を希望する人が増えるように取組を推進します。

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人員	人/年	10	10	10

ウ 介護予防ケアマネジメント

訪問型サービス・通所型サービスのみを受けている要支援1・2の人と基本チェックリストにより事業対象者となった高齢者に対するケアマネジメントを行い、自立に向けた介護予防及び日常生活支援を行います。

地域包括支援センターでケアマネジメントを行っていることから、関係機関との連携が取りやすく、高齢者の生活状況の把握が可能となっています。課題としては、地域包括支援センターが直接担当するケースや複雑なケースへの対応時間が増えているため、今後は、人員体制や連携機能の向上を検討します。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
延べ利用人数	人/年	900	1,103	900	1,087	900	1,100

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	人/年	1,000	1,000	1,000

② 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

ひとり暮らし高齢者等の訪問や健康・福祉部門からの情報など、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする人を把握し、介護予防につなげるよう努めます。

これまで、ひとり暮らしの高齢者訪問の情報を共有しており、訪問対象者の把握に役立てることが出来ていますが、把握以後において事業への参加に結び付かず、関わりが継続的にできないこともあります。

今後は、関係機関や地域住民等からの情報収集を行い、周知・啓発に努めるとともに、引き続き地域の実情に応じた予防活動を展開します。

イ 介護予防普及啓発事業

(i) 介護予防教室の開催

【現状と課題】

保健センターや各支所等において、理学療法士によるリハビリ、介護予防サポーターによる脳トレ、創作活動、保健師等による健康教育及び健康相談等を開催しています。

介護予防教室の開催により、参加者の心身の健康維持・増進につながっていますが、地区によっては参加者が固定化されつつあり、また、新規の男性参加者が少ない状況も見られます。今後は、事業の正しい理解が得られるように普及啓発に努め、より効果的な事業にする必要があります。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護予防教室等	回／年	100	89	100	59	100	55
	人／年	1,100	947	1,100	733	1,100	540
健康教育	回／年	35	43	35	43	35	45
	人／年	420	543	420	612	420	450
健康相談	回／年	35	39	35	36	35	30
	人／年	420	500	420	501	420	300

【今後の方針】

地域における介護予防の推進を図るため、啓発パンフレットの発行や広報紙への掲載を行い、介護予防の重要性についての意識啓発に努めます。また、新規参加者が参加しやすい環境づくりや、フレイル予防や認知症予防等を組み合わせるなどの魅力ある介護予防教室の開催に取り組みます。

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防教室	回/年	70	70	70
	人/年	980	980	980
健康教育	回/年	40	40	40
	人/年	560	560	560
健康相談	回/年	40	40	40
	人/年	560	560	560

ウ 地域介護予防活動支援事業

(i) いきいき百歳体操

【現状と課題】

令和3年2月末現在、23会場で実施しており、そのうちの22団体が自主活動を行っています。自主的に取り組む団体に対しては、初回からおおむね4回目までの導入支援や、一定期間後の体力測定及び健康感チェックにより効果の検証を実施しています。また、継続団体についても定期的な支援を行い、活動の継続をサポートしています。

体力の維持向上や気持ちの支えにもなっていた他、集団で行うことにより、活動に参加した人同士の繋がりが生まれていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、休止する団体があるため、活動再開に向けた環境整備を検討しています。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
参加実人員	人/年	140	178	190	240	240	305
団体数	団体/年	14	13	19	17	24	23

【今後の方針】

講演会及び出前講座を開催するなど、『いきいき百歳体操』の普及啓発を図り、「NPO 法人岩泉地域活動推進センター（ぱあとなあ）」や「介護予防サポーター」と連携して、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を継続し、地域住民が互いに支え合う地域づくりを目指します。

また、自主活動団体の活動状況と意見交換の場となる交流会の開催に向けた検討を進めます。

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加実人員	人/年	320	335	350
団体数	団体/年	25	28	31

(ii) 介護予防ボランティア人材育成研修

【現状と課題】

介護予防サポーターの養成研修やフォローアップ研修を実施し、地域で活動できる人材を育成しています。研修会への参加により、人材の育成が出来ましたが、育成されたその後の活動展開が課題となっています。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
サポーターの養成	回/年	3	3	3	3	3	3

【今後の方針】

今後も、いきいき百歳体操の普及と地域における自主活動支援ができるよう、サポーター養成とフォローアップを継続していきます。

また、育成後の活動の場の提供と NPO ぽあとなあとの連携したサポート体制構築を行っていきます。

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サポーターの養成	回/年	3	3	3

エ 一般介護予防評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

分析に当たっては、介護レセプトや要介護認定情報等を活用するとともに、個人情報の取扱いに配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていくことが求められています。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

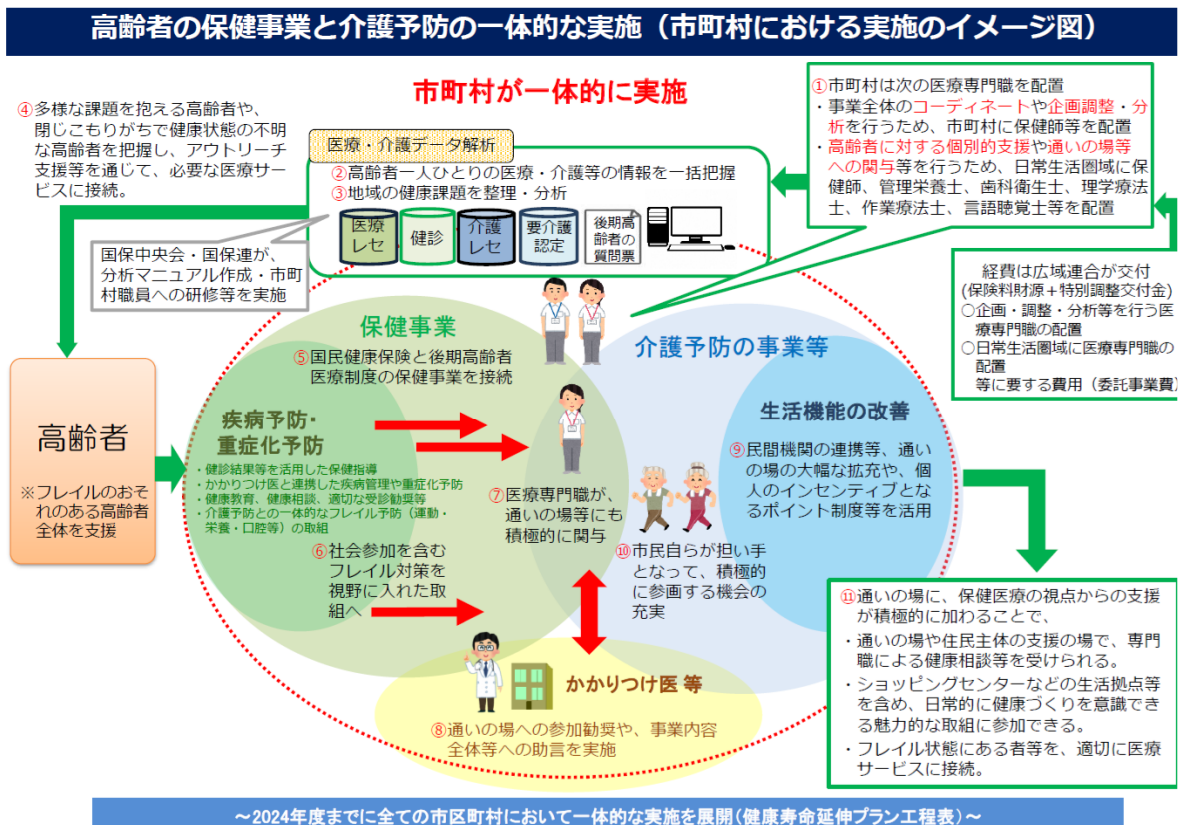
リハビリの専門職が不足する中で、地域でリハビリテーションを実施することにより介護予防につながっています。

今後も、事業の正しい理解のための普及啓発や効果的な事業実施に努めます。

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者のみならず、すべての人々が住み慣れた地域で生涯にわたって健康で生活できることは、生活の質（QOL）の向上や生きがいにつながるだけでなく、地域の活性化にもつながります。町民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくり活動の推進に向け、健康づくりに関する情報提供や機会・場の提供に努め、健康寿命の延伸を図ります。また、生活習慣病の予防については、健（検）診の受診率の向上に取り組むとともに、保健指導の充実、医療機関への受診勧奨などにも取り組んでいきます。

保健事業と介護予防の一体的実施にあたっては、介護・医療・健診情報などの活用を含め国民健康保険担当部署などと連携して取組を進めるとともに、「高齢者の医療の確保に関する法律」（第125条の2第1項）に基づき、本町が定める基本的な方針と整合性を図りながら具体的に事業を推進します。



ア 国保データベースシステム（KDB）を活用した地域の健康課題の把握

住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けるために、疾病の予防・早期発見・重症化予防や、要介護状態になる前の介護予防が大切です。これらの取組を強化するために、KDB を活用し、健康づくりに関する地域の現状把握や健康課題を明確にします。

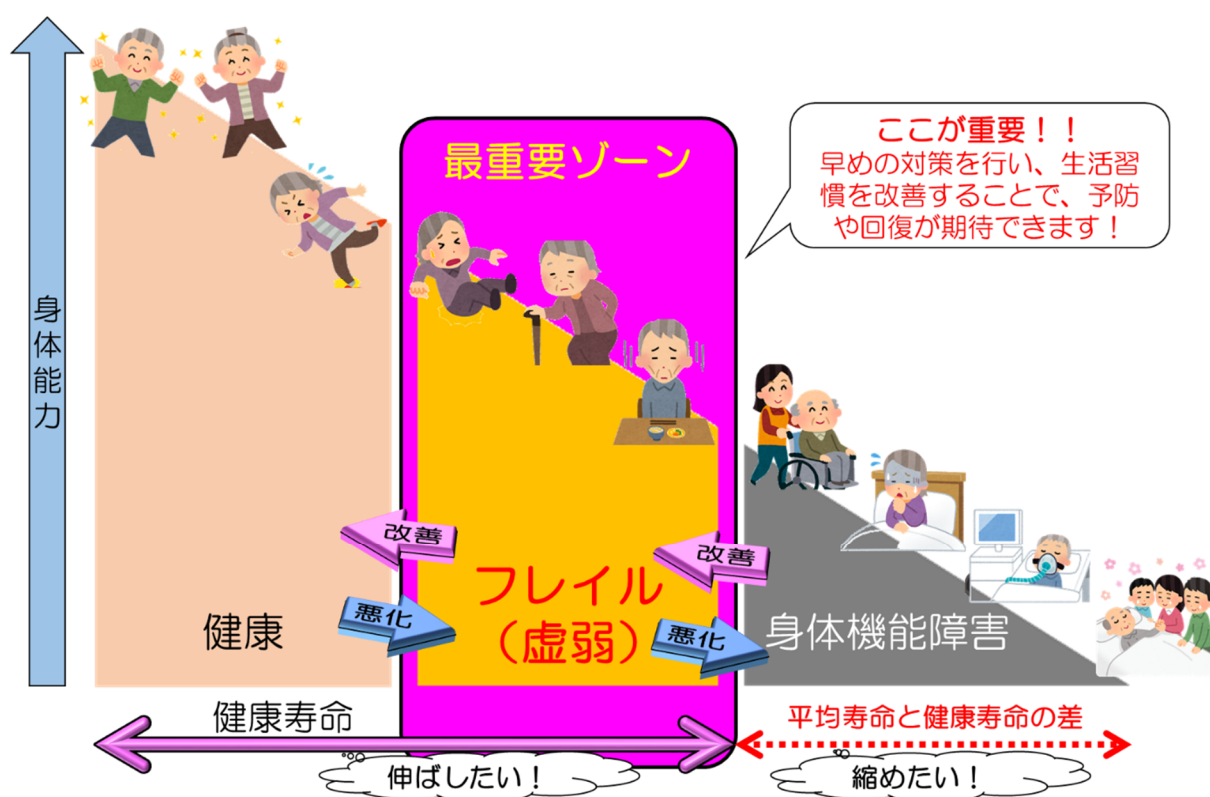
イ 通いの場等におけるフレイル予防の普及啓発活動

いきいき百歳体操等の住民主体の通いの場において、フレイル予備軍等を把握し、低栄養、筋力低下等の状態に応じ、保健師・管理栄養士等による保健指導や必要な人には、医療機関への早期受診勧奨など生活機能向上に向けての支援を行います。

ウ 運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談の実施

フレイル予防に関する健康教育や健康相談を健康フェア等で実施します。

特に、若い世代からの健康づくりの取組が、将来の介護予防につながるため、健康づくり部門と連携し、フレイル予防の普及啓発、効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取組について検討します。



※「フレイル」：身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと

エ 健幸アップポイント事業

楽しみながら介護予防や健康づくりに取り組む活動を推進し、自身の介護予防といきいきとした地域社会をつくることを目的とします。

活動実績に応じてポイントを付与し、たまったポイントを商品券に交換できます。

また、若年層の健康意識の向上を図るため、対象年齢の引き下げについて検討していきます。

(2) 社会参加の促進

① 岩泉町シルバー人材センター運営費支援事業

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者に対し、長年培った知識や経験、能力を活かせる就業の機会を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献しています。自己の能力を活用し、生きがいの充実と社会参加の機会を提供し、会員の働く場の確保に寄与できるよう、センター運営を支援します。

会員の高年齢化により会員数が年々減少しており、依然として運営は厳しい状況が続いていることから、今後もセンターと協議を重ね、支援のあり方やセンターのあり方について検討します。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
会員数	人/年	110	101	112	103	114	82

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	人/年	85	87	90

② 老人クラブ活動等社会活動促進事業

老後の生活を健全で豊かなものにするための生きがい活動や健康づくりのための活動、地域社会形成の担い手として、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行う老人クラブ及び連合会に対する助成を行います。

会員の高年齢化により会員数が年々減少傾向にあり、地区によっては活動を休止する老人クラブがでてきています。新規担い手の確保に向けて、町老人クラブ連合会(社協)と連携を取りながら、担い手の掘り起こしを行います。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
単位クラブ	クラブ/年	24	23	24	22	24	23
会員数	人/年	560	500	560	454	560	455

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位クラブ	クラブ/年	23	23	23
会員数	人/年	460	460	460

③ 高齢者福祉ボランティア活動助成事業

地域でボランティア活動を行う団体に対し助成を行います。

高齢者福祉ボランティアをきっかけに介護予防事業へ転換した団体があります。一方、担い手も高齢であるため、事業継続が厳しい団体もあり、今後は、新規担い手の確保に向けて関係団体と連携を取りながら、担い手の掘り起こしに努めます。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
団体数	団体/年	6	5	6	5	6	5

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	団体/年	6	5	6

(3) 生きがいづくりの推進

① 長寿祝金給付事業

本町に住所があり、5年以上居住している100歳になった高齢者へ祝金を贈呈します。
 今後も継続して実施するとともに、病気や家族関係によっては、直接本人に手渡しできない場合の贈呈の仕方についても検討を進めます。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
給付人員	人/年	8	3	9	7	13	6

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付人員	人/年	10	8	13

② 敬老記念品贈呈事業

老人福祉週間（9/15～21）に、多年にわたって社会に貢献した米寿・白寿を迎える高齢者を対象に記念品の贈呈を行います。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1
米寿（88歳）	人/年	—	92	—	95	—	101
白寿（99歳）	人/年	—	7	—	7	—	14

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	回/年	1	1	1

③ 金婚祝事業

結婚50年を迎える夫婦の健康と長寿を祝います。

なお、他の高齢者福祉事業の拡大に対応するため、本計画期間中に見直しを検討します。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1
参加組数	組/年	—	11	—	9	—	0

基本目標 2 介護・福祉サービスの充実

(1) 地域包括支援センターの体制強化

① 機能強化と取組の方向性

【現状と課題】

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う地域の中核的機関です。本町では、町直営の地域包括支援センターを1箇所設置しており、高齢者やその家族からの介護や認知症等についての悩みなどの相談への対応や介護予防などの支援事業を担っています。

高齢者やその家族からの相談が、複雑かつ複合的な内容が年々増加傾向であり、その対応に長期間を要す場合もありますが、関係機関と連携することにより、保健・医療・福祉の分野において包括的な支援につながっています。

総合相談等の業務の他に介護予防支援事業所として、要支援者等へのケアプラン作成や介護サービス事業者との連絡・調整等も行っていることから、業務量が多く人員体制の充実や事務の効率化等の機能強化を図る必要があります。

<第7期計画の実績値>

(単位：件)

	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
合計	7,000	7,496	7,000	9,009	7,000	5,960
総合相談		4,673		5,295		3,020
社会資源紹介・制度説明		379		663		720
医療介護連携		287		388		380
総合相談		1,009		1,075		950
虐待防止		127		102		10
権利擁護		82		147		50
認知症関係		311		382		300
介護予防		70		37		60
包括的・継続的支援		1,057		2,056		360
困難事例・ケース会議		53		72		30
要介護認定調査		157		187		65
実態把握		475		76		30
地域ケア個別会議		0		12		5
被災者支援		535		0		0
その他		131		98		60
介護予防給付		2,823		3,714		2,940
アセスメント		101		103		120
基本チェックリスト		24		50		40
サービス調整		895		1,411		800
モニタリング		1,653		1,914		1,850
サービス担当者会議		150		236		130

【今後の方針】

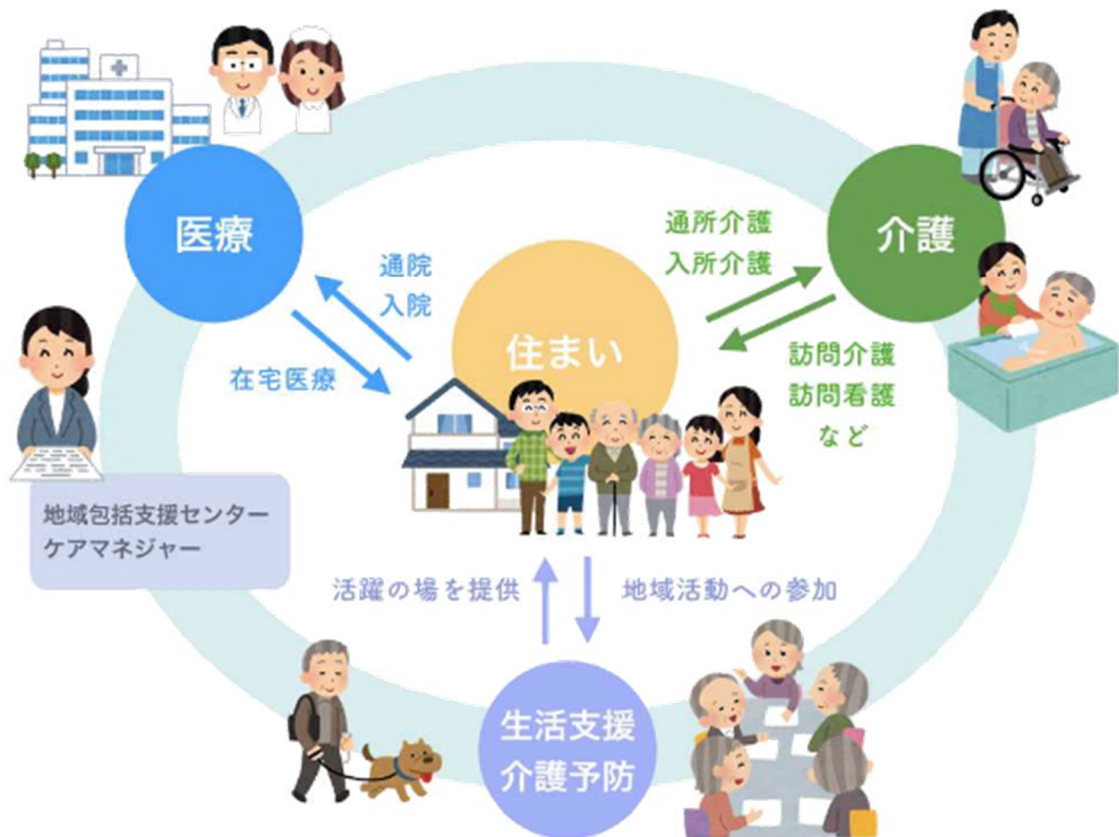
地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターについては、従来からの業務に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、介護予防・生活支援サービスの体制整備及び総合事業の実施を図るための適正な人員の確保、業務体制の充実について検討します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、地域における関係機関とのネットワーク構築を引き続き推進し、必要に応じ関係機関へつなぐなど、多職種他機関と連携した相談体制の充実を図り、地域共生社会の実現を目指していきます。

また、適切な日常生活圏域のあり方についても引き続き検討し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう仕組みの構築を図ります。

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談件数	件／年	5,000	5,000	5,000
介護予防給付	件／年	3,600	3,600	3,600



(2) 在宅支援事業の推進

① 家族介護支援事業

ア 紙おむつ等支給事業

要介護4・5または要介護3で一定の条件を満たした在宅高齢者を介護する家族で町民税非課税の世帯などに対し、紙おむつや尿取りパッドを支給することにより、対象者の保健衛生の向上と介護者の介護負担の軽減を図ります。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
支給実人員	人/年	200	243	200	255	200	264

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給実人員	人/年	120	120	120

イ 家族介護慰労金支給事業

重度の要介護状態の高齢者を在宅で介護している家族には、経済面・精神面ともに負担が重くなることから、家族介護者の負担を労うために慰労金を支給します。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
支給実人員	人/年	3	1	3	0	3	0

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給実人員	人/年	3	3	3

ウ 在宅介護者リフレッシュ事業

要介護状態の高齢者を在宅で介護している家族には、経済面・精神面ともに負担が重くなることから、常時介護している家族に代わって、短期間特別養護老人ホーム等において介護することにより介護者の休養を図ります。利用頻度は多くありませんが、要介護認定を受けていない人が利用できる事業のため、引き続き事業を継続します。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用者	人/年	2	0	2	0	2	0

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	人/年	1	1	1

(3) 生活支援サービスの推進

① 外出支援サービス事業

自力での移動が困難な人に対して、福祉有償運送事業者である町社会福祉協議会への業務委託により移送用車両（リフト車）を活用して利用者の居宅とデイサービス事業所及び医療機関等との間を送迎します。なお、町外の病院や介護施設への移動についての活用など高齢者等のニーズ把握に努めながら、事業継続及び拡充等の検討を行っていきます。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実利用人員	人/年	100	101	100	23	100	15
延べ利用数	人/年	1,500	646	1,500	260	1,500	260

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人員	人/年	35	35	35
延べ利用数	人/年	350	350	350

② 軽度生活援助サービス事業

日常生活上の食事、食材の確保（食材料の買い物等）、家屋等の軽微な修繕・庭の軽易な手入れ等の援助サービスを、町シルバー人材センターへの業務委託で実施します。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実利用人員	人/年	20	13	20	20	20	15
延べ利用数	人/年	50	22	50	118	50	100

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人員	人/年	25	25	25
延べ利用数	人/年	70	70	70

③ 老人日常生活用具給付事業

疾病などにより日常生活に不安のあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに対し、電磁調理器、火災警報機及び自動消火器を給付することで、在宅での生活を維持するとともに、安全の確保や不安を軽減します。

ここ数年、給付実績がないことから、高齢者等のニーズ把握に努めながら、縮小や廃止等の検討を行います。

＜第7期計画の実績値＞

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
実給付人数	人／年	1	0	1	0	1	0

＜第8期計画の見込み＞

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実給付人数	人／年	1	1	1

④ 生活管理指導員派遣事業

生活習慣が欠如し、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な高齢者に対して、訪問等のサービスを通じて日常生活に対する指導、支援を行い要介護への進行を予防するため、町社会福祉協議会に業務委託で実施します。

ここ数年、利用実績がない事業となっていますが、要介護認定を受けていない人が利用できる事業のため、引き続き事業を継続します。

＜第7期計画の実績値＞

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用実人員	人／年	1	0	1	0	1	0
延べ利用回数	回／年	12	0	12	0	12	0

＜第8期計画の見込み＞

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人員	人／年	1	1	1
延べ利用回数	回／年	6	6	6

⑤ 生活管理指導短期宿泊事業

特別養護老人ホーム等の空きベッドを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を行うため、「特別養護老人ホーム百楽苑」、「介護老人保健施設ふれんどリー岩泉」に業務を委託して実施します。

ここ数年、利用実績がない事業となっていますが、要介護認定を受けていない人が利用できる事業のため、引き続き事業を継続します。

＜第7期計画の実績値＞

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
利用実人員	人／年	1	0	1	0	1	0

＜第8期計画の見込み＞

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人員	人／年	1	1	1

(4) 低所得者への負担軽減の充実

① 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等軽減助成事業

認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）を利用した場合の家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行います。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
支給人員	人/年	30	37	30	34	30	35

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給実人員	人/年	35	35	35

② 訪問入浴介護等利用者負担助成事業

生活が困難な低所得者が、訪問入浴介護サービスを利用した場合の費用の1割負担分の4分の1の軽減を行います。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用実人員	人/年	7	3	7	3	7	3

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人員	人/年	5	5	5

③ 社会福祉法人利用者負担軽減事業

生活が困難な低所得者が、社会福祉法人が提供する介護サービスを利用した場合の費用の1割負担分と食費・居住費の負担の4分の1の軽減を行います。（ただし、社会福祉法人が提供する介護サービスについて、一部軽減の対象とならないサービスがあります。）

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用実人員	人/年	110	124	110	93	110	70

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人員	人/年	75	75	75

(5) 介護人材の確保・定着と業務効率化の支援

介護を必要とする高齢者がいる中で、介護人材の高年齢化と介護の担い手となる年齢層の人口減少が進むと見込まれ、人材確保は喫緊の課題となっていることから、人材確保及び定着に向けた取組を進めます。

また、提供されるサービスの質の確保のため、介護事業所の業務の効率化や従事者の資質向上に向けて支援します。

① 介護人材の確保・定着

ア 介護職場の魅力発信

県と連携しながら、新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進め、子どもから高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信します。併せて、移住希望者に向けての情報発信を検討します。

イ 介護人材の育成

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会が行う「介護福祉士修学資金等貸付制度」の周知を図り、介護福祉士等の資格を取得しようとする人への支援を推進します。

また、本町の実情を勘案しながら、町独自の効果的な支援の方法やあり方について研究し、制度構築や必要性について検討します。

ウ 介護職員初任者研修実施事業

在宅介護の推進と介護人材の確保を目的に岩泉町社会福祉協議会と連携し、効果的な研修事業を検討し、介護の人材確保に努めます。現在は、近隣市町村と連携しながら、介護職員初任者研修の開催を行っており、今後も事業を継続して進めていきます。

② 業務効率化の検討

ア 業務の効率化

介護現場における ICT の活用を進めるとともに、関係機関と連携して業務効率化に取り組みます。

イ 文書負担軽減に向けた取り組み

介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT などの活用を推進します。

基本目標3 安心して暮らせる環境の整備

(1) 安心な生活環境の充実と確保

① 高齢者の見守り事業

ア 緊急通報装置設置事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の安否確認や急病・災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるように、緊急通報装置の設置を引き続き進めていきます。

現状では、新規利用者よりも廃止者が増加し、利用者が減少していることから、本事業に関する普及啓発や事業利活用の検討を行うとともに、防災等、他事業と連動した活用についても検討します。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
固定式	件/年	40	33	40	29	40	27
携帯式	件/年	30	25	30	24	30	26

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
固定式	件/年	30	30	30
携帯式	件/年	30	30	30

イ シルバーメイト事業

各地区の老人クラブ等に業務委託し、見守りの必要なひとり暮らし高齢者等の安否確認等（1日1回）を実施します。

委託団体数や見守り対象者数が横ばいで推移しているため、本事業に関して継続して普及啓発や事業利活用を検討します。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施団体数	団体/年	10	8	10	8	10	8
見守り対象者数	人/年	70	60	70	57	70	57

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数	団体/年	9	9	9
見守り対象者数	人/年	65	65	65

ウ シルバーサポーター事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の安否確認などの生活上の軽易な支援を行うため、サポーターによる1日1回の見守りを行います。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
サポーター人数	人/年	1	1	1	1	1	0
見守り対象人数	人/年	1	1	1	0	1	0

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サポーター人数	人/年	1	1	1
見守り対象人数	人/年	1	1	1

エ 「避難行動要支援者名簿」の作成

災害時に自力で避難することが困難な高齢の要配慮者について、各種団体等の協力を得ながら「避難行動要支援者名簿」を作成します。

また、災害の発生及び災害のおそれがある場合に、地域振興協議会や各自主防災組織等と連携し、高齢者の安否確認及び避難誘導等を行います。

オ 配食サービス事業

調理が困難な高齢者に対して、食事の提供を行うとともに、配達時に利用者の安否確認を行います。

高齢者の栄養改善と在宅生活の継続に重要な役割を果たしており、利用者のニーズに対応するための体制強化について検討を進めます。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実利用人員	人/年	55	60	55	63	55	60
延べ配食数	食/年	3,500	5,278	3,500	5,370	3,500	4,000

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人員	人/年	60	60	60
延べ配食数	食/年	5,000	5,000	5,000

カ 高齢者見守り調査員による見守り事業

見守り調査員が、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を訪問し、高齢者の生活環境や状態把握を行います。

ひとり暮らし高齢者等の生活状況が把握でき、必要なサービスにつなげるといった成果が出ていますが、担い手不足のため、他要件での訪問や生活状況を把握する事業と連携し、きめ細やかに対応できるよう検討します。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問世帯数	世帯/年	800	540	800	399	800	450

<第8期計画の見込み>

	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問世帯数	世帯/年	400	400	400

② 安心・安全な居住環境推進事業

ア 高齢者生活福祉センター居住部門運営事業

おおむね65歳以上の高齢者等が、冬期間に積雪などにより自宅で生活できない場合、一定期間、高齢者が安心して生活できるよう、生活援助員が利用者を世話する高齢者生活福祉センターどんぐり苑を運営し、住まいの提供を行います。

今後は、空き家等を利活用し、地域住民が中心となって運営する住まいの提供の可能性について検討を進めます。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実利用人員	人/年	15	13	15	12	15	10
延利用日数	日/年	2,000	1,236	2,000	1,145	2,000	1,100

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人員	人/年	15	15	15
延利用日数	日/年	1,500	1,500	1,500

イ 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

心身状況が変化してもできるだけ住み慣れた自宅等で暮らすために、要介護等認定者や重度身体障がい者などの日常生活やその家族による介護を支援するため、段差の解消や手すりの設置などの住宅改善に必要な経費を助成します。

住宅を改修し、住み慣れた自宅に必要な介護サービスが受けられることにより、給付費の抑制につながっています。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
住宅改善実施件数	件/年	10	6	10	11	10	8

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改善実施件数	件/年	10	10	10

(2) 地域支え合い活動の推進

① 地域支え合い活動推進事業

【現状と課題】

介護予防の推進と元気高齢者による地域の通いの場の運営費を支援しています。地域の状況や要望に応じた活動を展開しており、参加者には好評となっていますが、支える側が特定の人に限定されるため、後任の育成が課題となっています。

＜第7期計画の実績値＞

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施団体数	団体/年	6	2	6	4	6	2
参加人員	人/年	—	61	—	87	—	18

【今後の方針】

今後も、地域の高齢者等による住民主体の通いの場の開設及び運営に係る経費や、ひとり暮らし高齢者等への援助や見守り支援に対する活動費の支援を継続していきます。また、地域の実情に合わせた活動が出来るように、引き続き相談支援を行うなど、新たに活動を実施する団体への情報提供や相談支援を行います。

＜第8期計画の見込み＞

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数	団体/年	3	3	3

② 生活支援コーディネーターと生活支援協議体

【現状と課題】

シルバー人材センター、介護事業所等の関係者による「生活支援・介護予防サービス連携会議」を立ち上げるとともに、「NPO法人クチュカ」への委託により生活支援コーディネーターを設置し、地域課題の解決に向けた新サービス創出に取り組んでいます。一方、生活支援コーディネーターが地域に入り、顔の見える関係づくりに取り組んでいるところですが、新型コロナウイルス感染症の影響で大人数での活動が制限されることから、感染症予防対策をしながらの活動が課題となっています。

【今後の方針】

地域における多様なサービス提供主体が参画し、情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するための生活支援協議体（以下「協議体」という。）において、生活支援の課題について、引き続き協議を進めます。

また、生活支援コーディネーターが中心となって、地域における関係者間のネットワークの構築や生活支援ニーズとサービス提供主体のマッチングに努めます。

なお、協議体と生活支援コーディネーターが互いに補完し合い、地域課題の明確化と社会資源の発掘、サービス内容の体系化、新たな担い手の育成等、地域における一体的な生活支援体制の整備を横断的に進めます。

③ 生活支援サービス

【現状と課題】

本町は、広大な地域に集落が点在しているため、高齢化の進行とともに要介護者等の定期受診や日常生活における買い物等における、移動手段の確保などの生活支援ニーズを把握し、地域課題の解決に向けたサービスを創出することが課題となっています。

【今後の方針】

生活支援コーディネーターとともに、協議体において、高齢者の移動手段の確保、さらに必要な生活支援サービスについて、関係団体や地域住民と一緒に検討し、新たなサービス提供体制の構築に取り組みます。

また、新たなサービス提供の実証に向けてモデル地区を設定するなど、関係団体や地域住民との協働により検討を進めます。

(3) 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

① 高齢者虐待防止ネットワーク

【現状と課題】

高齢者が自らの尊厳を維持し、健康で幸福感をもって生活することができるよう、身体的、心理的、性的、経済的な虐待、介護や世話の放棄・放任、またはセルフネグレクトの疑いがある場合には、これを早期に発見し、適切な対応を講ずる必要があります。

本町では、保健、医療、福祉関係機関、警察等との連携構築、相談・対応窓口の周知、民生委員や地域組織との協力・連携、地域住民への普及啓発等により、早期に対応できる仕組みを整えています。

その一方で、虐待は非常にデリケートな問題でもあり、虐待と認定することが容易ではないケースもあり、関係機関からの情報収集と迅速な対応が必要となっています。

＜第7期計画の実績＞

	区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
通報件数	件／年	6	4	3
うち認定件数	件／年	3	2	1
延べ対応件数	件／年	127	59	4

【今後の方針】

地域包括支援センターを中心に高齢者虐待の防止及び早期発見・早期対応や介護者の負担軽減に向けて取り組みます。また、関係機関を対象とした研修会を開催し、専門性に基づいた対応力の強化を図るとともに、今後も早期に対応できるように、地域組織との連携を図り、住民への普及啓発も継続して行います。

② 養護老人ホームへの入所措置

身体上若しくは精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームへ措置し、入所措置費を負担することにより、入所者の生活の安定を図ります。

＜第7期計画の実績値＞

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
措置実人員	人／年	8	6	8	6	8	6

＜第8期計画の見込み＞

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置実人員	人／年	7	7	7

(4) 成年後見制度の研究・促進

① 成年後見制度利用支援事業

【現状と課題】

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人が、預貯金等の管理（財産管理）や、日常生活での医療・介護等の各種契約（身上監護）等を行う際の支援、悪質商法等の被害を受けないよう、権利と財産を守る制度について周知・啓発をしています。

また、身寄りのない高齢者などに代わり、後見開始の審判の申立ての支援をし、制度の利用を進めています。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
延べ相談件数	件／年	0	0	0
申立件数	件／年	0	0	0

【今後の方針】

今後は、認知症高齢者等の増加により、本制度の需要が更に高まっていくことが見込まれることから、関係機関と連携し、講演会等の開催や広報紙を活用した制度の周知・啓発に努めます。

また、報酬助成について、全国どの地域に住んでいても必要な人が制度を利用できる体制の整備が求められていることから、今後、この取扱いを踏まえた助成制度のあり方について検討します。

さらに、成年後見制度の相談及び利用促進、後見人支援のため、広域での中核機関及び地域連携ネットワーク「宮古広域成年後見センター」の設置に向けた検討を進めるとともに、将来の「町民後見人」育成に向けた取組を行います。

『町民後見人』とは

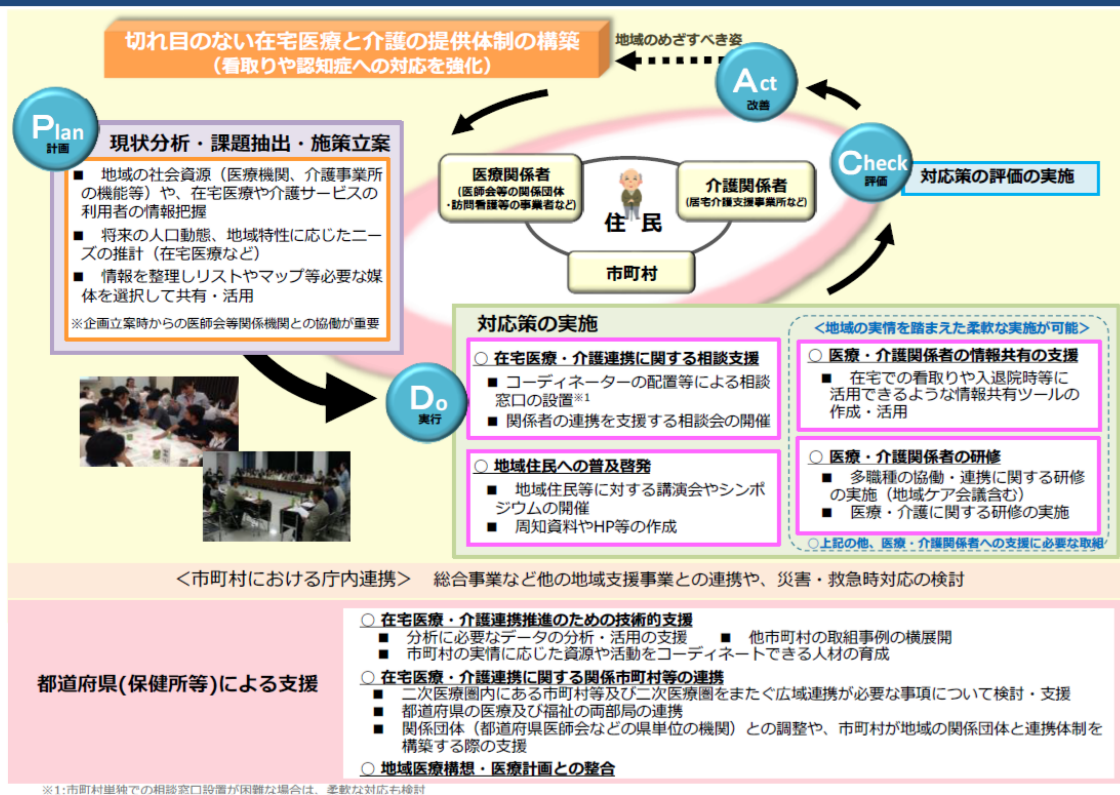
社会貢献への意欲が高い町民で、町が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人を「町民後見人」と呼びます。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進しています。

PDCA サイクルに沿った取組を行う中で必要なサービスの整備等に関する課題が浮上する場合もありますが、都道府県の医療計画や市町村の介護保険事業計画等に基づく、医療提供や介護サービス提供体制そのものを評価し、整備を進めることを目的とするのではなく、地域における現状の社会資源を正確に理解し、住民のニーズに基づき、地域のめざすべき姿はどのようなものかを考えたうえで、医療・介護関係者との協働・連携を円滑に進めることで、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進します。

地域包括ケアシステムの実現に向けた第8期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方



出典：在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver. 3

【現状と課題】

第7期計画において、当地域の中核病院である済生会岩泉病院を軸とした在宅医療・介護連携を推進するため、研修会等を通じ、顔の見える関係づくりを行っていますが、医師や専門職等が不足しており、在宅医療の包括的な提供が困難な状況が続いています。

【今後の方針】

今後も済生会岩泉病院を中心とする医療機関と介護事業所が連携し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するために、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿（地域の理想像）を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

推進に当たっては、終活や看取りに関する取組、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点、感染症や災害時における継続的なサービス提供等が求められており、関係者間の連携体制や対応を検討していきます。

○ エンディングノート

将来、自分に万が一のことが起きたときに、家族や大切な友人に伝えておきたいことを書きまとめたノートです。

例えばこんな内容を書くことができます。

- ◇自分の基本情報について
- ◇資産について
- ◇身の回りのこと
- ◇家族・親族について
- ◇友人・知人について
- ◇医療・介護について
- ◇葬儀・お墓について
- ◇相続・遺言について



(6) 認知症施策の推進

① 認知症への理解を深めるための普及啓発

ア 認知症サポーター養成講座

【現状と課題】

認知症について正しく理解し、地域で認知症の人とその家族を支える仕組みづくりとして、認知症サポーター養成講座を開催しています。児童・生徒の孫世代、地域住民、企業・団体においても知識の普及啓発を行っていますが、活動の場がないことが課題となっています。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
講演会等	回/年	1	1	1	0	1	0
サポーターの養成	人/年	100	100	100	0	100	22

【今後の方針】

今後も、認知症サポーター養成講座を行い、認知症に関する正しい知識の普及啓発をし、見守り訓練を実施するなど、地域において認知症高齢者の見守りができる体制づくりに取り組みます。

<第8期計画の見込み>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会等	回/年	1	1	1
サポーターの養成	人/年	40	40	40

イ 介護予防と認知症予防の連携

認知症予防を目的とした介護予防教室等の開催等により、認知症予防と早期診断・早期対応についての啓発を行います。

② 適時・適切な医療及び介護の提供

ア 認知症ガイドブック（ケアパス）の普及

【現状と課題】

認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、どこで、どのようなサービスを受けることができるのかの具体的なイメージをもつことができるように、病院等の機関名やケア内容等をまとめた「認知症ガイドブック」を作成し、普及啓発を行っています。

この「認知症ガイドブック」は全戸配布を行い、認知症について正しい理解を促し、支える人を増やすことができるように努めましたが、関心がある人をさらに増やすため、普及啓発を継続するとともに、「認知症ガイドブック」の有効活用を行う必要があります。

【取り組みの方針】

必要時に「認知症ガイドブック」の見直しを行い、認知症になってもその人らしい生活が継続できるように、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行い、認知症の人を支える体制づくりに取り組みます。

イ 認知症の早期対応システムの推進

【現状と課題】

認知症初期集中支援チームを設置したことにより、支援の必要な人やその家族に対し早期の支援ができています。また、かかりつけ医や専門医、関係機関との連携により、認知症の人やその家族への支援を集中的に、適切に行うことができるようになりました。一方で、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増え、今後も認知症による支援が必要な人は増えると予測されることから、より一層の支援体制の整備が必要となります。

【今後の方針】

かかりつけ医や専門医、関係機関と連携して認知症の早期診断・早期対応に向け支援体制の充実を図り、家庭訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるようにサポートします。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
配置数	チーム/年	1	1	1	1	1	1
新規対象者	人/年	8	7	10	5	12	5
延べ支援案件数	件/年	16	23	20	8	24	10

<第8期計画の見込み>

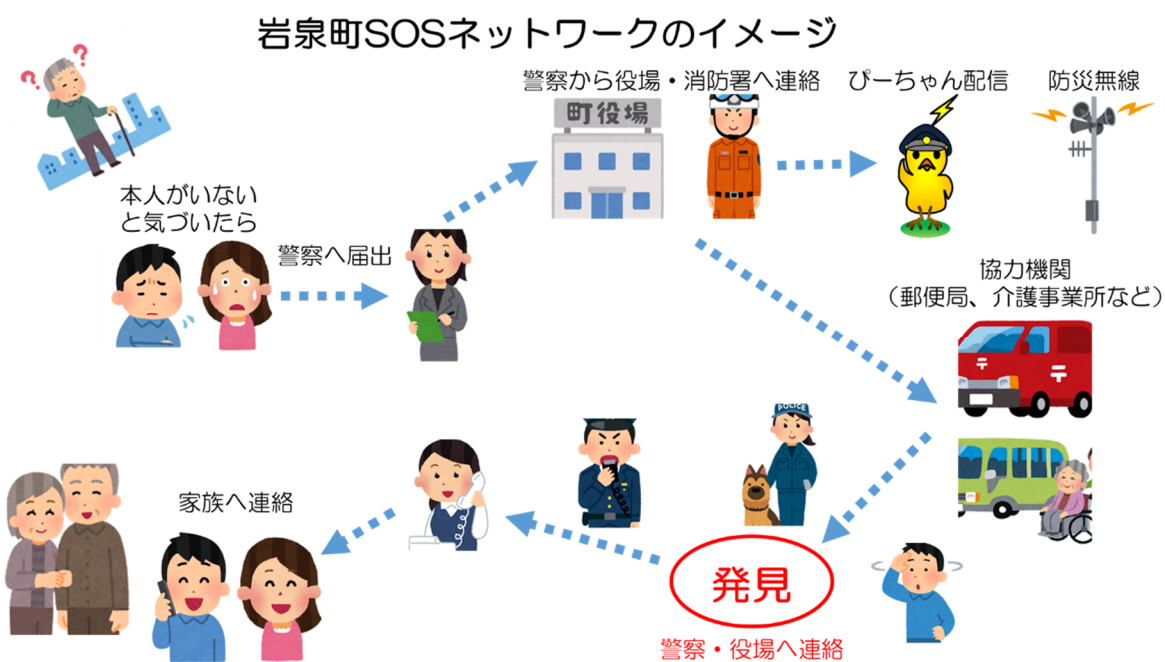
	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置数	チーム/年	1	1	1
新規対象者	人/年	5	5	5
延べ支援案件数	件/年	20	20	20

③ 認知症地域支援推進員を中心とした認知症の人と介護者への支援

ア 岩泉町SOSネットワーク

高齢化が進むとともに認知症高齢者等の増加が見込まれ、徘徊等により行方不明になった場合の見守り体制を構築するため、令和2年9月に「岩泉町SOSネットワーク」を設立しました。

今後は、認知症高齢者が徘徊等により行方不明になった場合、SOSネットワークが協働し、早期発見、保護に取り組みます。



イ 認知症カフェ

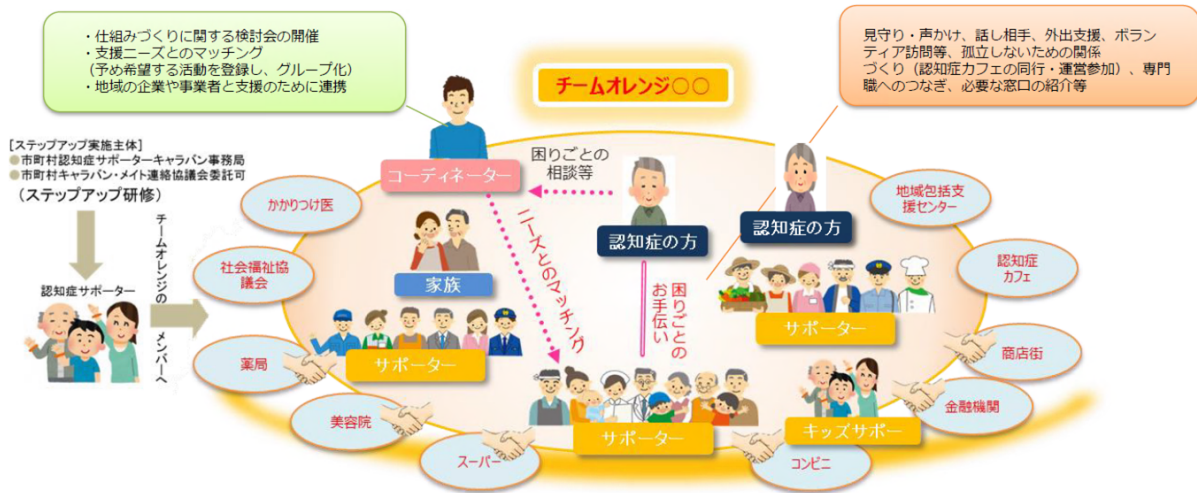
認知症の人やその家族が、医療・保健・福祉の専門職（介護福祉士、看護師など）に不安や悩み事の相談や介護情報を得ることができる認知症カフェを開催する介護事業所等に対し、運営費を支援しています。

今後も運営費の支援を継続するとともに、認知症の人やその家族、関係者や地域住民が気軽に参加できるよう、広く周知します。

④ 認知症バリアフリーの取組の推進

ア チームオレンジの整備

認知症サポーターの活動の場として、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターをつなげる「チームオレンジ」を構築し、生活面の早期からの支援を図るとともに、認知症高齢者が安心して生活できる体制整備を推進します。



イ 認知症高齢者見守り・搜索支援

徘徊等で行方不明になるおそれのある方を介護している家族等に対し、GPS 端末機を利用した位置情報探索システム事業の利用料助成や、見守りシールの交付を行い、本人の事故防止と早期発見につなげます。



⑤ 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人の相談支援、関係者の連携のための体制整備、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に行います。

基本目標4 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護保険制度の周知・健全な運営

① 介護保険制度の周知

サービスが必要なときに、適切なサービスを受けられるよう、介護保険についてのパンフレットを作成・配布するとともに、町ホームページや町広報紙への掲載などで情報提供を行っています。また、介護保険制度を分かりやすく解説する出前講座の開催などにより、介護保険制度や介護サービス利用についての周知を行います。

また、年齢到達時にパンフレットを配布するとともに、介護認定等においてもパンフレットを用いて説明することで、住民理解につなげます。

② 相談・苦情対応の窓口

町民課長寿支援室及び地域包括支援センターが窓口となり、介護に関する相談・苦情を受け付けています。相談・苦情の内容に応じて、丁寧に説明するとともに、必要に応じて介護サービス事業者への確認、介護サービス改善に関する指導及び助言を行います。

介護サービスに対する苦情については、サービス利用者の権利を擁護するとともに、より質の高いサービスを実現するために、介護サービス事業者への指導及び助言により早期の問題解決を図ります。対応が困難な場合は、内容に応じて県及び国民健康保険団体連合会と連携して対応します。

③ 介護給付費の適正化

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

第8期計画からの調整交付金の算定に当たっては、「要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」といったいわゆる主要5事業の取組状況を勘案することとされており、主要5事業の実施により、介護給付の適正化に向けた取組を推進します。

ア 要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定または認定に係る認定調査の内容について、本町の職員等が訪問または書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。新規申請や区分変更申請の認定調査を町職員が適正に行っており、今後も事業を継続して進めていきます。

イ ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、または訪問調査を行い、本町の職員等の第三者が点検及び支援を行い、介護サービスが要介護者の重度化防止、自立支援につながるようなケアプランの作成を支援します。今後は、地域包括支援センターと調整を図り、第8期計画期間の最終年までの実施に向けて検討していきます。

ウ 住宅改修等の点検

(i) 住宅改修の点検

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除します。

(ii) 福祉用具購入・貸与調査

保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

エ 縦覧点検・医療情報との突合

(i) 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

(ii) 医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

オ 介護給付費通知

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、サービス提供の適正化を推進します。

(2) 災害や感染症対策に係る体制整備

① 防災対策に係る体制整備

防災に関しては、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要となります。このため、介護事業所等と連携し防災対策についての周知啓発を図り、研修及び訓練の充実に努めていきます。

また、関係部局と連携して、災害の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。

② 感染症対策

感染症に関しては、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要となります。このため、介護事業所等が感染症発生時においても、サービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるように、感染症に対する研修の充実が必要となります。

また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備を進めます。

さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。

第5章 介護保険サービスの実績及び見込み

1 居宅（予防）サービス

(1) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要介護認定者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護（身体介護）や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の世話（生活援助）を行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問介護	回/年	12,511	18,054	11,758	20,265	11,571	19,600
	人/年	708	780	684	816	672	750

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	回/年	19,886	19,886	19,722
	人/年	792	792	780

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な要介護・要支援認定者の自宅を訪問し、入浴車で移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問入浴介護	回/年	691	636	591	612	622	500
	人/年	156	132	156	132	144	110

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	回/年	471	471	471
	人/年	108	108	108

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師や保健師等が要介護・要支援認定者の自宅を訪問して、療養生活上の世話や必要な診療補助を行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問看護	回/年	349	560	349	681	349	510
	人/年	120	168	120	168	120	130
介護予防訪問看護	回/年	—	0	—	18	—	50
	人/年	—	0	—	12	—	48

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	回/年	649	649	649
	人/年	168	168	168

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、看護師等の機能回復訓練（リハビリ）の専門家が要介護・要支援認定者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとに心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問リハビリテーション	日/年	648	777	648	615	648	400
	人/年	72	72	72	60	72	50
介護予防訪問リハビリテーション	日/年	—	—	—	9	—	0
	人/年	—	—	—	1	—	0

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	日/年	505	505	505
	人/年	60	60	60

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院や診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が要介護・要支援認定者の自宅を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅療養管理指導	人/年	108	108	108	144	108	144

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	人/年	132	132	132

(6) 通所介護

送迎バスで定員19名以上のデイサービスセンター等に通り、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
通所介護	回/年	6,699	8,916	6,733	7,980	6,484	7,500
	人/年	996	1,296	996	1,224	960	1,100

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	回/年	7,424	7,500	7,424
	人/年	1,128	1,140	1,128

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要介護・要支援認定者が、日常生活の自立支援等を目的に、介護老人保健施設に通い、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
通所リハビリテーション	回/年	4,670	4,767	4,593	4,929	4,381	4,500
	人/年	768	828	756	852	720	730
介護予防通所リハビリテーション	人/年	348	312	348	336	348	336

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所リハビリテーション	回/年	4,783	4,783	4,783
	人/年	804	804	804
介護予防通所リハビリテーション	人/年	324	324	324

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護・要支援認定者が、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
短期入所生活介護	日/年	6,542	5,301	6,745	5,690	6,486	6,000
	人/年	528	552	540	564	516	580
介護予防短期入所生活介護	人/年	—	2	—	1	—	0

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	日/年	5,724	5,724	5,724
	人/年	576	576	576

(9) 短期入所療養介護（老健）・介護予防短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護（病院等）・介護予防短期入所療養介護（病院等）

要介護・要支援認定者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等を受けるサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
短期入所療養介護	日/年	634	1,120	634	1,762	634	2,000
	人/年	72	132	72	168	72	200
介護予防短期入所療養介護	人/年	—	12	—	24	—	0

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	日/年	2,232	2,232	2,232
	人/年	216	216	216

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護・要支援認定者に対して、車いす、車いす付属品（クッション、電動補助装置等）、特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）、認知症老人徘徊感知機器（離床センサー含む）、移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフト含む）の12品目の貸与を行っています。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
福祉用具貸与	人/年	1,968	2,016	1,956	2,028	1,884	1,900
介護予防福祉用具貸与	人/年	192	156	192	180	192	250

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	人/年	1,968	1,968	1,968
介護予防福祉用具貸与	人/年	228	228	228

(11) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

要介護・要支援認定者に対して、腰掛便座、入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり等）、簡易浴槽、自動排せつ処理装置の部品交換、移動用リフトのつり具の部分の5種類の購入費について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
福祉用具購入費	人/年	36	36	36	36	36	30
介護予防福祉用具購入費	人/年	12	12	12	12	12	15

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具購入費	人/年	48	48	48
介護予防福祉用具購入費	人/年	12	12	12

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

要介護・要支援認定者に対して、自宅の廊下やトイレ等に手すりの取り付けや、段差を解消した場合等の住宅改造、玄関から道路までのスロープや歩行路の舗装などにかかった費用を支給しています。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
住宅改修	人/年	24	22	24	17	24	10
介護予防住宅改修	人/年	12	4	12	13	12	10

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修	人/年	12	12	12
介護予防住宅改修	人/年	12	12	12

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームやケアハウス（軽費老人ホーム）等に入所している要介護・要支援認定者が利用の対象となり、特定施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の介護を行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
特定施設入居者生活介護	人/年	24	24	24	12	24	12

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	人/年	12	12	12

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護・要支援認定者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて認定者の選択に基づき、適切な居宅介護サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に受けられるよう、居宅サービスの種類や回数などに関する介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、提供するサービスを確保するために事業者などとの連絡・調整を行うサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護支援	人/年	3,312	3,624	3,300	3,660	3,192	3,480
介護予防支援	人/年	660	444	636	480	660	520

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	人/年	3,528	3,528	3,528
介護予防支援	人/年	528	528	528

2 地域密着型（介護予防）サービス

（1）認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症であっても日常生活動作において自立した要介護・要支援認定者が、デイサービスセンター等に通い、入浴、食事等のサービスだけでなく、日常生活を通じた機能訓練等を受けるサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
認知症対応型通所介護	回/年	—	35	—	90	—	90
	人/年	144	5	144	12	144	12

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	回/年	96	96	96
	人/年	1	1	1

（2）小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護・要支援認定者が、「通い」を中心として、利用者の希望により「泊まり」や「訪問」を組合わせて行うサービスです。1事業所当たりの登録者数は25名程度とし、「通い」の利用者は15名程度、「泊まり」の利用者は5～9名程度となります。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
小規模多機能型居宅介護	人/年	276	264	276	252	276	264

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	人/年	264	264	264

(3) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護・要支援認定者を共同で生活できる場（住居施設）に入居し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
認知症対応型共同生活介護	人/年	408	468	408	468	408	492
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	24	2	24	0	24	0

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	人/年	480	480	480
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	12	12	12

(4) 地域密着型通所介護

定員18名以下の小規模な事業所が提供する通所介護サービスであり、要介護者が日帰りでデイサービスセンター等に通い、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域密着型通所介護	回/年	9,159	7,851	9,249	7,680	8,961	6,720
	人/年	1,092	1,056	1,104	1,032	1,068	924

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	回/年	7,776	7,776	7,776
	人/年	1,032	1,032	1,032

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設とは、特別養護老人ホームのことであり、自宅で介護サービスを受けながら生活を続けることが困難な要介護認定者等を対象として、介護サービス（施設サービスの基準により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話）を行う施設です。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護老人福祉施設	実人数	135	128	135	127	135	129

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	実人数	130	130	130

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、症状が安定した要介護認定者等に対して、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護老人保健施設	実人数	102	107	102	106	102	108

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	実人数	110	110	110

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設とは、入院医療を必要とする要介護者等に対して、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

令和5年度までに既存の介護療養型医療施設から介護老人保健施設や介護医療院等への転換が予定されています。

<第7期計画の実績値>

	区分	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護療養型医療施設	実人数	1	1	1	1	1	2

<第8期計画の見込値>

	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設	実人数	2	2	2

(4) 介護医療院

介護療養型医療施設の廃止により転換先として創設された施設です。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

本町においては、設置の予定はありません。

第6章 介護保険サービス事業費及び介護保険料

1 介護保険サービス給付費の実績及び見込み

(1) 介護保険給付費実績と第7期計画値との比較

介護保険給付費の実績を、第7期計画と比較すると、以下のとおりです。

① 介護予防給付費の計画値と実績値の比較

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
	計画(A)	実績(B)	(B)/(A)	計画(A)	実績(B)	(B)/(A)
介護予防サービス						
介護予防訪問看護	0	0	—	0	110	—
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	—	0	25	—
介護予防通所介護	0	41	—	0	0	—
介護予防通所リハビリテーション	9,568	9,664	101.0%	9,572	10,901	113.9%
介護予防短期入所生活介護	0	77	—	0	29	—
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	533	—	0	753	—
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	—	0	53	—
介護予防福祉用具貸与	906	728	80.4%	906	703	77.6%
介護予防特定福祉用具購入	403	157	39.0%	403	209	51.9%
介護予防住宅改修	893	487	54.4%	893	1,906	213.4%
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	367	—	0	0	—
介護予防支援	3,137	1,950	62.2%	3,025	2,099	69.4%
介護予防給付費小計	14,907	14,137	94.8%	14,799	16,788	113.4%

② 介護給付費の計画値と実績値の比較

(単位：千円)

	平成 30 年度			令和元年度		
	計画 (A)	実績 (B)	(B)/(A)	計画 (A)	実績 (B)	(B)/(A)
居宅サービス						
訪問介護	59,146	50,241	84.9%	57,008	55,862	98.0%
訪問入浴介護	9,389	9,023	96.1%	9,393	8,789	93.6%
訪問看護	1,240	3,484	281.0%	1,240	3,966	320.0%
訪問リハビリテーション	2,044	2,480	121.3%	2,045	1,821	89.4%
居宅療養管理指導	861	1,216	141.2%	861	1,195	138.8%
通所介護	52,679	69,136	131.2%	53,028	60,586	114.2%
通所リハビリテーション	41,178	41,069	99.7%	40,545	43,406	107.1%
短期入所生活介護	50,534	42,471	84.0%	52,127	44,581	85.5%
短期入所療養介護 (老健)	6,497	12,748	196.2%	6,500	20,569	316.4%
福祉用具貸与	26,049	25,473	97.8%	25,713	24,850	96.6%
特定福祉用具購入	918	1,068	116.3%	918	686	74.7%
住宅改修	2,009	2,064	102.7%	2,009	1,804	89.8%
特定施設入居者生活 介護	4,483	4,283	95.5%	4,485	2,989	66.6%
地域密着型サービス						
認知症対応型通所介護	1,611	473	29.4%	1,612	1,189	73.8%
小規模多機能型居宅 介護	58,234	51,383	88.2%	58,260	52,591	90.3%
認知症対応型共同生 活介護	93,752	111,792	119.2%	93,784	113,694	121.2%
地域密着型通所介護	80,906	73,344	90.7%	81,706	71,315	87.3%
地域密着型特定施設 入居者介護	0	847	—	0	0	—
施設サービス						
介護老人福祉施設	374,970	368,409	98.3%	375,138	376,198	100.3%
介護老人保健施設	323,531	349,413	108.0%	323,676	358,020	110.6%
介護療養型医療施設	5,133	4,763	92.8%	5,136	5,057	98.5%
居宅介護支援	57,935	59,542	102.8%	57,767	59,447	102.9%
介護給付費小計	1,253,099	1,284,733	102.5%	1,252,961	1,308,615	104.4%

(2) 介護保険給付費の見込み

第8期計画の介護保険給付費の見込みは、以下のとおりです。

① 介護予防給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス			
介護予防訪問リハビリテーション	10,320	10,326	10,326
介護予防福祉用具貸与	996	996	996
介護予防特定福祉用具購入	225	225	225
介護予防住宅改修	1,542	1,542	1,542
介護予防支援	2,370	2,372	2,372
介護予防給付費小計	15,453	15,461	15,461

② 介護給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス			
訪問介護	55,396	55,427	55,014
訪問入浴介護	6,491	6,494	6,494
訪問看護	3,618	3,620	3,620
訪問リハビリテーション	1,473	1,474	1,474
居宅療養管理指導	1,308	1,308	1,308
通所介護	55,772	56,320	55,803
通所リハビリテーション	42,858	42,881	42,881
短期入所生活介護	44,485	44,510	44,510
短期入所療養介護（老健）	25,350	25,364	25,364
福祉用具貸与	23,200	23,200	23,200
特定福祉用具購入	942	942	942
住宅改修	2,280	2,280	2,280
特定施設入居者生活介護	2,851	2,852	2,852
地域密着型サービス			
認知症対応型通所介護	1,322	1,323	1,323
小規模多機能型居宅介護	58,951	58,984	58,984
認知症対応型共同生活介護	120,070	120,106	120,388
地域密着型通所介護	72,455	72,496	72,496
施設サービス			
介護老人福祉施設	407,388	407,614	407,753
介護老人保健施設	374,191	374,399	374,399
介護療養型医療施設	7,509	7,514	7,514
居宅介護支援	56,625	56,657	56,657
介護給付費小計	1,364,535	1,365,765	1,365,256

(3) 標準給付見込額

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	1,379,988	1,381,226	1,380,717
特定入所者介護サービス費等給付額	85,510	80,809	80,814
高額介護サービス費等給付額	35,756	35,634	35,634
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,000	2,000	2,000
算定対象審査支払手数料	1,092	1,092	1,092
標準給付見込額	1,504,346	1,500,762	1,500,257
	4,505,366		

(4) 地域支援事業費見込額

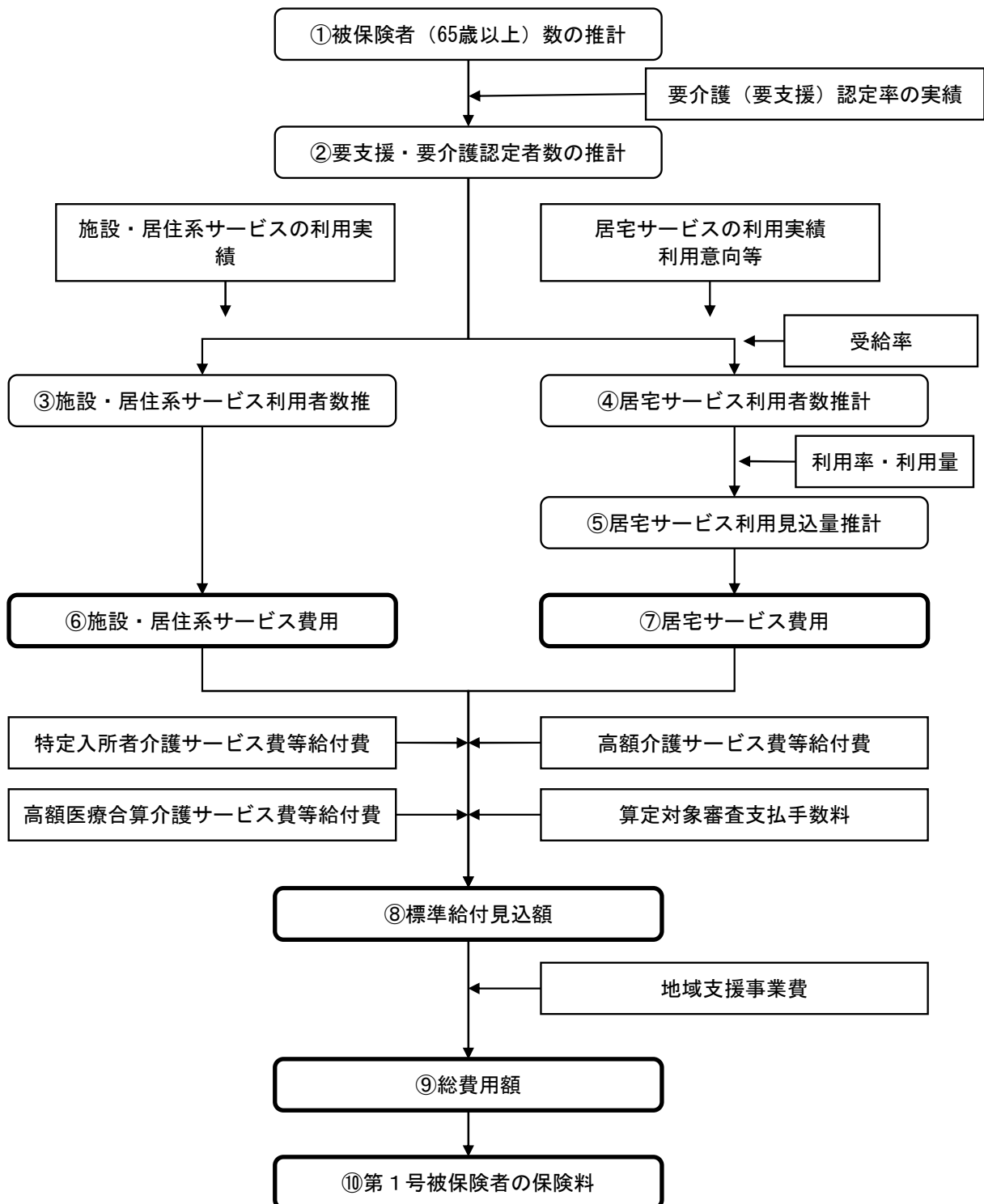
(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	59,353	59,353	59,353
包括的支援事業費・任意事業費	27,500	27,500	27,500
包括的支援事業費（社会保障充実分）	5,550	5,600	5,600
地域支援事業費	92,403	92,453	92,453
	277,309		

2 介護保険料の算出

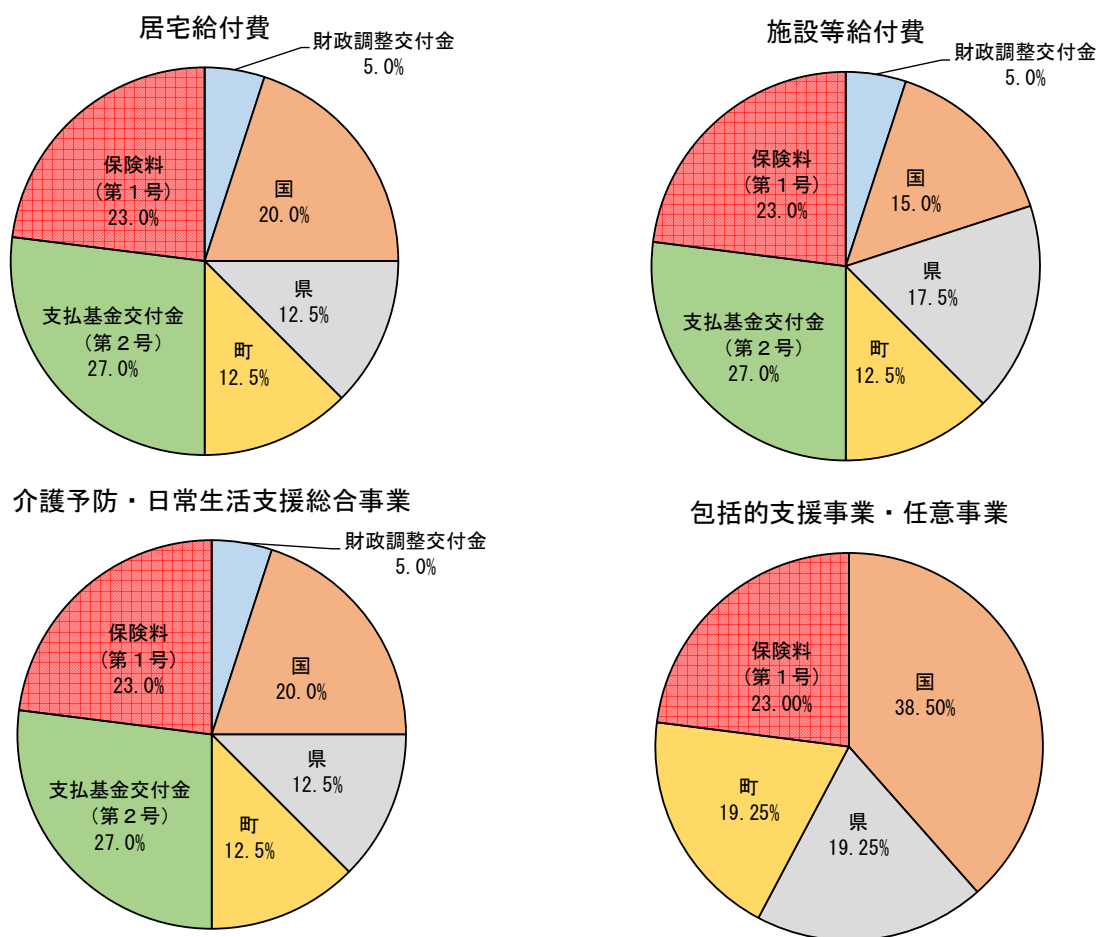
(1) 算出の手順

計画期間の要介護認定者数及び各種サービス量の見込みに当たっては、国の提示した算定基準（「見える化」システム）に基づき、介護保険事業量を推計し、介護保険料を算定します。



(2) 財源構成

保険給付及び地域支援事業に要する費用の財源は、国・県・町の公費（税金）と、40歳以上の被保険者が支払う介護保険料でまかなわれ、公費と保険料の割合は原則として50%ずつとなっています。被保険者の負担割合については、第1号被保険者（65歳以上）が23%、2号被保険者（40歳から64歳まで）が27%となっています。



※1 財政調整交付金の「5%」は全国平均の率であり、実際には、各市町村の第1号被保険者の後期高齢者（75歳以上）比率や所得状況の格差による第1号被保険者の負担能力を勘案して調整交付されます。

※2 町の調整交付金見込額の割合は、標準の5%を上回っているため、第1号被保険者の負担割合は23%以下になります。

3 第8期の介護保険料

(1) 第1号被保険者の介護保険料基準額

第8期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額を算定すると、月額6,900円（年額82,800円）となります。

（単位：千円）※⑨、⑩は係数のため単位なし

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計
標準給付見込額①	1,504,346	1,500,762	1,500,257	4,505,366
地域支援事業費②	92,403	92,453	92,453	277,309
介護予防・日常生活支援総合事業費③	59,353	59,353	59,353	178,059
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業④	27,500	27,500	27,500	82,500
包括的支援事業（社会保障充実分）⑤	5,550	5,600	5,600	16,750
第1号被保険者負担分相当額 ⑥＝【(①＋②) × 23%】	367,252	366,439	366,323	1,100,015
調整交付金相当額 ⑦＝【(①＋③) × 5%】※1	78,184	78,005	77,980	234,171
調整交付金見込交付割合⑧	10.56%	10.33%	10.12%	
後期高齢者加入割合補正係数⑨	0.8669	0.8782	0.8875	
所得段階別加入割合補正係数⑩	0.8749	0.8749	0.8758	
調整交付金見込額 ⑪＝(①＋③) × ⑧	165,127	161,160	157,833	484,120
介護給付費準備基金取崩額⑫				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額⑬				6,000
保険料収納必要額 ⑭＝⑥＋⑦－⑪－⑫－⑬				844,066
予定保険料収納率⑮				98.7%
所得段階別補正後被保険者数⑯	3,479人	3,444人	3,405人	10,328人

保険料基準額（年額） ⑰＝⑭÷⑮÷⑯	82,800円
保険料基準額（月額） ⑰＝⑬÷⑭÷⑮÷12	6,900円

(2) 所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別に保険料の負担割合が異なることから、所得段階別に被保険者数を調整しています。

① 所得段階別被保険者数

	所得段階別加入数			基準額に対する負担割合
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
第1段階	1,113人	1,101人	1,089人	0.50
第2段階	481人	476人	471人	0.75
第3段階	348人	344人	340人	0.75
第4段階	549人	544人	538人	0.90
第5段階	464人	458人	454人	1.00
第6段階	466人	461人	456人	1.20
第7段階	325人	324人	320人	1.30
第8段階	117人	115人	113人	1.50
第9段階	109人	108人	107人	1.70
合計	3,972人	3,931人	3,888人	

② 所得段階別加入割合補正後被保険者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計
第1段階	557人	551人	544人	1,652人
第2段階	361人	357人	353人	1,071人
第3段階	261人	258人	255人	774人
第4段階	494人	490人	484人	1,468人
第5段階	464人	458人	454人	1,376人
第6段階	559人	553人	547人	1,659人
第7段階	423人	421人	416人	1,260人
第8段階	175人	172人	170人	517人
第9段階	185人	184人	182人	551人
合計	3,479人	3,444人	3,405人	10,328人

(3) 所得段階別の介護保険料

月額 6,900 円の基準額をもとに、第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の所得段階別の保険料を算定すると、下記のとおりとなります。なお、所得段階については、所得に応じた負担となるよう、国が示す所得段階のとおり、9 段階に設定します。なお、町民税非課税世帯（第 1～3 段階）の方の保険料については、令和元年 10 月以降の消費税増税施策により、保険料の負担を軽減しています。

所得段階	対象者	保険料割合	軽減前 年額(月額) 保険料	保険料割合	軽減後 年額(月額) 保険料
第 1 段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.50	41,400 円 (3,450 円)	基準額 × 0.30	24,840 円 (2,070 円)
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.75	62,100 円 (5,175 円)	基準額 × 0.50	41,400 円 (3,450 円)
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円超の方	基準額 × 0.75	62,100 円 (5,175 円)	基準額 × 0.70	57,960 円 (4,830 円)
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.90	74,520 円 (6,210 円)		
第 5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超の方	基準額 × 1.00	82,800 円 (6,900 円)		
第 6 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.20	99,360 円 (8,280 円)		
第 7 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 × 1.30	107,640 円 (8,970 円)		
第 8 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 × 1.50	124,200 円 (10,350 円)		
第 9 段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が 320 万円以上の方	基準額 × 1.70	140,760 円 (11,730 円)		

第7章 計画の推進体制と進捗評価

1 関係機関、地域との連携

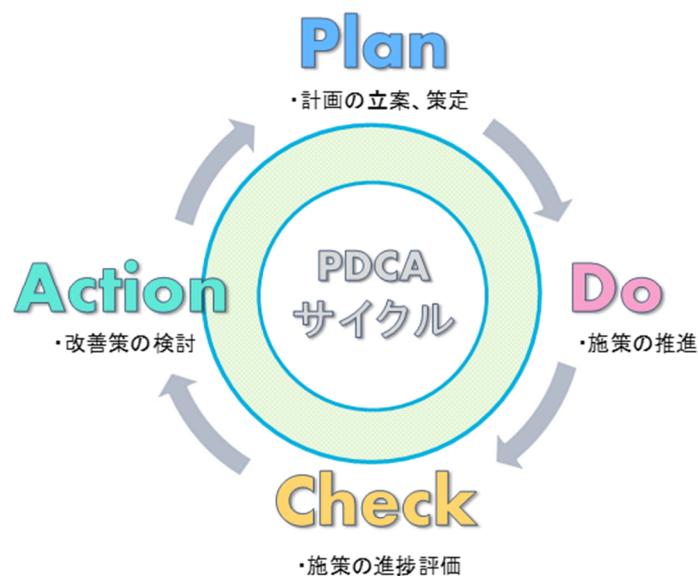
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービスに加え、地域の支え合いが必要です。高齢者自身を含め、町民、地域、ボランティア団体、NPOなどと協働し、地域活動への積極的な参画により施策を推進します。

高齢者福祉・介護に係る施策は、医療・介護サービス、健康・生きがいつくり、介護予防、住まい、生活支援など多様であることから、関係機関、地域との連携により、高齢者の生活を支えるための効果的な施策を展開するとともに、地域の担い手を育成し、連携・協働して地域支え合い体制を構築していくことが重要です。

町民一人ひとりが、将来の自分のこと、あるいは家族のこととして、高齢者福祉・介護に関心を持ち、地域の担い手として活動するきっかけづくりができるような取組について、普及啓発に加え、働きかけを積極的に行っていきます。

2 計画の進行管理

高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に推進するためには、計画の進捗状況を把握し、進行を管理することが重要です。そのため、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体の代表、サービス提供事業者、被保険者等で構成する「岩泉町介護保険運営協議会」において、その状況を報告し、計画の進捗状況の点検・評価を行い、次年度以降の計画推進に反映していきます。また、次期計画の策定において施策展開の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項等の検討を行い、「PDCA サイクル」のプロセスを踏まえた効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。



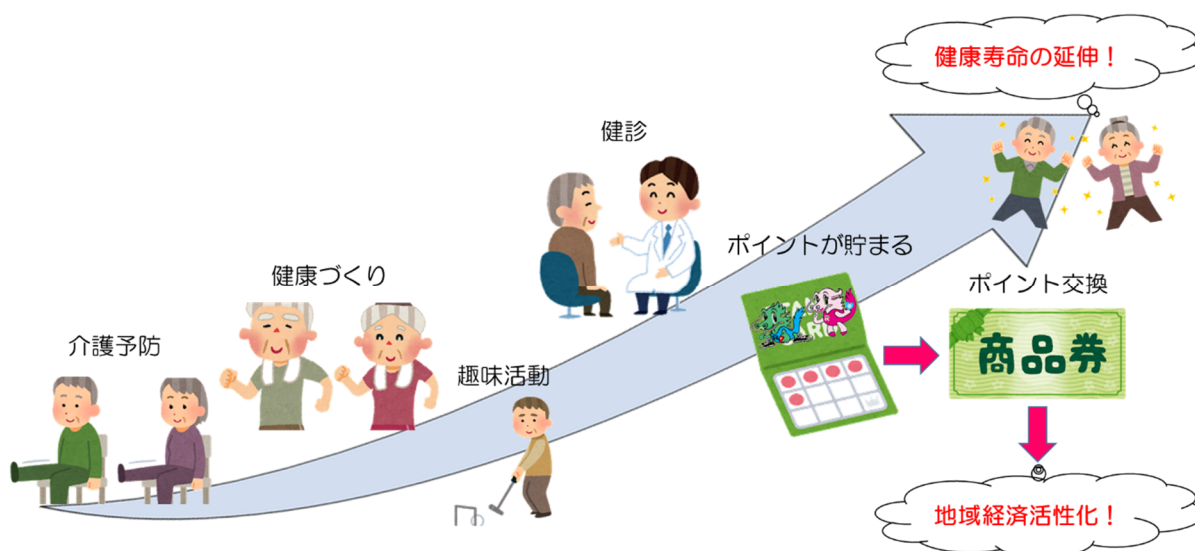
3 保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用

平成 29 年の法改正により、地域包括ケアシステムを推進し制度の持続可能性を維持するための保険者機能の強化を目的に、保険者が地域の課題を分析して、自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。

これを受けて、平成 30 年より市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるような客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための「保険者機能強化推進交付金」が創設されました。また、令和 2 年度には、新たな予防・健康づくりに資する取組に重点を置いた「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

そのため、保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図っていきます。

※ 保険者機能強化推進交付金の活用例：健幸アップポイント事業



資料編

1 介護保険運営協議会

(1) 岩泉町介護保険条例抜粋

(平成 12 年 3 月 8 日条例第 14 号)

(介護保険運営協議会)

第 2 条 介護保険が円滑かつ適切に行われることに資するため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(2) 岩泉町介護保険条例施行規則抜粋

(平成 12 年 3 月 31 日規則第 22 号)

(介護保険運営協議会)

第 21 条 介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

(1) 被保険者を代表する者 6 人

(2) 介護に関し学識又は経験を有する者 7 人

(3) 介護サービスに関する事業所を代表する者 7 人

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 22 条 協議会は、委員の互選による会長及び副会長各 1 名を置くものとする。

2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 協議会は、町長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から協議すべき事件を示して招集の請求があったときは、町長は協議会を招集しなければならない。

3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(所掌事項)

第 24 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定又は変更に関する事項

(2) 地域包括支援センターの設置等の承認、運営又は事業内容評価に関する事項

(3) 地域密着型サービスの適正な運営に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、介護保険に関する施策に関する事項

(5) その他町長が必要と認める事項

(意見聴取)

第 25 条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 26 条 協議会の庶務は、町民課において処理する。

2 岩泉町介護保険運営協議会委員名簿

任期 平成30年10月1日から令和3年9月30日まで
(敬称略)

No.	区分	役職名	氏名	備考
1	学識経験者	済生会岩泉病院院長	柴野良博	
2	学識経験者	大川歯科クリニック院長	大川義人	
3	学識経験者	岩泉町薬剤師会薬剤師	山口美千代	
4	学識経験者	岩泉町民生児童委員協議会会長	前川超	
5	学識経験者	岩泉町社会福祉協議会会長	伊東勝幸	会長
6	学識経験者	岩泉町老人クラブ連合会理事	安藤勝夫	
7	事業者	特別養護老人ホーム百楽苑苑長	分田悦子	副会長
8	事業者	社団医療法人緑川会常務理事	佐藤弘明	
9	事業者	有限会社なかむら代表取締役	中村仁志	
10	事業者	株式会社クオール取締役社長	澤口敏勝	
11	事業者	有限会社介護施設あお空 小本センター長	腹子晴美	
12	事業者	医療法人仁泉会 グループホームいわいずみ管理者	似内ミュキ	
13	事業者	株式会社ラ・サルーテ グループホームよろこび管理者	金澤郁子	
14	被保険者代表	岩泉地区（地域振興協議会副会長）	本宮正	
15	被保険者代表	小川地区（地域振興協議会会長）	守田敏正	
16	被保険者代表	大川地区（地域振興協議会副会長）	佐藤安美	
17	被保険者代表	小本地区（地域振興協議会会長）	竹花敏明	
18	被保険者代表	安家地区（地域振興協議会会長）	合砂哲夫	
19	被保険者代表	有芸地区（地域振興協議会会長）	佐々木精一	

3 策定経過

実施内容	開催年月日	詳細内容
第1回運営協議会	令和2年8月4日	①計画策定のスケジュール ②計画策定のポイント ③介護保険制度の主な改正内容の確認
住民アンケート調査	令和2年7月20日 ～8月3日	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護に関する実態調査
事業者アンケート調査 (第1回)	令和2年10月12日 ～10月30日	①介護サービス施設整備等アンケート 調査調査
第2回運営協議会	令和2年11月27日	①計画の構成(案)について ②介護保険事業の財政状況と介護保険 料の見直しについて
事業者アンケート調査 (第2回)	令和2年11月27日 ～12月4日	①介護人材実態調査
第3回運営協議会	令和3年1月22日	①計画(案)について
パブリックコメント実施	令和3年1月26日 ～2月8日	

4 介護サービス事業所一覧（主な事業所）

サービスの種類等・事業所の名称	所在地	電話番号
◆介護予防支援・第1号介護予防支援事業		
岩泉町地域包括支援センター	岩泉町岩泉字惣畑 59-5	22-2111
◆居宅介護支援		
岩泉町社協指定居宅介護支援事業所	岩泉町岩泉字森の越 4-14	22-3400
ふれんどりー岩泉指定居宅介護支援事業所	岩泉町乙茂字上 9-12	22-5100
居宅介護支援センターすずらん	岩泉町浅内字下栗畑 80-6	22-5888
◆訪問介護・第1号訪問事業		
岩泉町社協指定訪問介護事業所	岩泉町岩泉字森の越 4-14	22-3400
ふれんどりー岩泉指定訪問介護事業所	岩泉町乙茂字上 9-12	22-5100
◆訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護		
岩泉町社協指定訪問入浴介護事業所	岩泉町岩泉字森の越 4-14	22-3400
◆訪問看護・介護予防訪問看護		
岩手県済生会岩泉病院	岩泉町岩泉字中家 19-1	22-2151
◆居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導		
岩泉町国民健康保険岩泉歯科診療所	岩泉町岩泉字惣畑 59-5	22-4311
◆通所介護・第1号通所事業		
岩泉町社協岩泉指定通所介護事業所	岩泉町岩泉字中家 38-1	22-5632
岩泉町社協小川指定通所介護事業所	岩泉町門字町向 32-1	39-1015
岩泉町社協大川指定通所介護事業所	岩泉町大川字下町 66-1	26-2007
デイサービスセンターやすらぎ	岩泉町岩泉字中家 20-10	22-5511
デイサービスセンターすずらん	岩泉町浅内字下栗畑 80-6	22-5888
◆通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション		
老人保健施設ふれんどりー岩泉	岩泉町乙茂字上 9-12	22-5100
◆短期入所生活介護		
特別養護老人ホーム百楽苑	岩泉町岩泉字中家 40	22-4511
◆短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護		
老人保健施設ふれんどりー岩泉	岩泉町乙茂字上 9-12	22-5100
◆介護保険施設		
特別養護老人ホーム百楽苑	岩泉町岩泉字中家 40	22-4511
老人保健施設ふれんどりー岩泉	岩泉町乙茂字上 9-12	22-5100
◆認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護		
グループホームいわいずみ	岩泉町尼額字下坪 41-2	31-1166
あお空グループホーム小本	岩泉町小本字南中野 285	28-3456
グループホームよろこび	岩泉町門字水上 29-19	32-3005
◆小規模多機能型居宅介護		
小規模多機能センターあお空	岩泉町小本字南中野 289	28-3366

岩泉町

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行：岩泉町

編集：町民課 長寿支援室

〒027-0595 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

電話：0194 (22) 2111

FAX：0194 (22) 3562